

平成27-29年度 JSPS科研費研究課題（若手(B) 15K20914)

成果報告書

情報化社会に最適化された
自己情報コントロール理論の構築

平成30年3月

研究代表者 壁谷彰慶

(千葉大学人文科学研究院 特任研究員)

序文

本報告書は、平成 27-29 年度 JSPS 科研費課題「情報化社会に最適化された自己情報コントロール理論の構築」（若手(B)、15K20914）の研究成果を、最終年度を迎えるにあたって一つの冊子にまとめたものである。全体に通底する内容は、「自己情報コントロール」に関わる考察であり、ICT 社会と社会的養護との二つの領域の対比的考察を基本的方針としてなされている。とはいえ、結果的にここに収められているのは、社会的養護の生育情報の問題にほぼ軸足を置いた、かなりバランスを欠いた論考になっている。

このことには二つの理由がある。一つには、社会的養護の現場について調査を進めるうちに、生育情報が関わる問題の深刻さと喫緊性を目の当たりにし、この問題を考察する重要性が私の中で高まったからである。もう一つには、問題の深刻さや喫緊性に加え、社会的養護の話題を私のような「外」の人間が考える意義に気づかされたからである。社会的養護児童は世間的にはマイノリティであるため、当事者を含めた社会的養護に携わる現場の人たちと、社会的養護と離れて生活する世間の多くの人たちとの価値観のズレがかなりあり、その乖離が状況の改善を遠のけている主要因の一つであると感じることがたびたびあった。よって、社会的養護の諸問題を、私の携わる情報倫理学や哲学・倫理学の観点から考察することは、学問的な意義だけでなく、社会的養護の内外を架橋することで、現状の改善の契機となる役目も果たせるように思われた。こうした二つの理由から、結果的に本研究は、社会的養護の生育情報の問題を中心に扱うことになった。

以下、「深刻さと喫緊性」と「内外のズレと架橋」との二つの理由を詳述するかたちで、本研究の具体的な問題設定と方針を説明し、当報告書の概要を述べることにしたい。

＊

「社会的養護」とは、諸事情（虐待からの保護や非行に対する補導）により、家庭で適切な養育が受けられない子ども（「要養護児童」）を、行政（国、自治体）や民間の支援によって養育する仕組みのことである。養育の形態には、施設養護と家庭的養護（里親制度）とがあり、年齢、心身状態、境遇などの諸要因によって、対応や管轄・施設は細分化されている。我が国の社会的養護児童の現員 4 万 6 千人（2016 年 1 月調べ）のうち、3 万人が公立・民間の施設で生活している現状にあるが、厚労省の方針としては、近年では家庭的養護を中心とした対応にシフトしていくとされている。

社会的養護は、18 歳未満の児童を対象とした制度であるため、社会的養護児童は 18 歳を迎えると、「措置解除」となる。20 歳までの延長制度はあるものの、毎年、18 歳を迎えた社会的養護児童のうちの 7~8 割が、施設や里親を離れていくとされている。問題は、そうした「ケアリーバー」（日本語では「養護経験者」や「措置解除者」とも称される）にとって、現状の社会的養護の制度が、社会的自立を困難にしていることである。というのも彼らは、頼れる身よりがないままいきなり社会に放り出されることになり、今後の社会生活の基盤を自分で築くことを強いられるからである。たとえば、社会的自立の第一歩となる就職活動や住居の賃貸契約手続きにおいて、保証人として協力してもらえぬ人物がいなかったり、就職につながるキャリア形成や専門技能の習得に必要な学費を工面することが困難であったりする。こうした状況は、当人の人生のあり方を、同等の年齢の若者に比べ、大幅に制限したり、望んでいないあり方を当人に強いたりすることになりやすい。

これら経済的不都合や社会生活上の不都合に加えて、ケアリーバーは、自分の生い立ちに関する情報を保証してもらうことが困難である。生育情報は、肉親や近親者との関

係性の捉え直しに貢献し、自己肯定感や人生の意味づけに大きく寄与している。にもかかわらず、現状の社会的養護の仕組みでは、ケアリーバーがそうした自己情報に接することは困難である。施設や里親の移転を繰り返したために自分の生育過程を継続的に見守ってきた人物が元から存在しなかったり、存在していても当時の施設から異動していたりすることは少なくない。また、施設に残された生育記録が制度上の理由により処分されているなどして、自身の生育情報にアクセス不可能な状態を強いられることも起こりうるからである。

さらに、記録保管に関する事情以前に、開示請求に関わる制度も不整備であるため、仮に生育情報の記録が物理的に提供できるかたちで完備されていたとしても、開示に関する対応は施設や里親の裁量に委ねられている。それゆえ個々の養育者側への責任負担が障壁となり、十分な対応を受けられる保証はない。こうした状況は、ケアリーバーの精神面の不利益に留まらず、社会制度的な不利益を招くことにもなる。たとえば、知的発達の遅れを証明する生活記録が保存されていなかったため愛護手帳の取得が困難になったケース（4.2 節「事例 2」参照）や、虐待を示す記録が紛失されたがゆえに加害者に対する賠償請求に支障が生じる、といった状況も考えられるからである。

記録保管および開示請求についての制度的不備には複数の要因が考えられるが、主たる要因は、記録保管の対象となる情報を一般的特性によって指定することの困難にある。ケアリーバーにとって措置解除後にいかなる生育記録が必要になるのかは、たいてい個別のかつ事後的に判明する。というのも、記録保管の必要な情報は、当人からの開示請求や何らかの問題が発生してから判明し、その開示請求や問題が発生する事情は、多くの場合、個々のケアリーバーや状況によってさまざまだからである。また、社会的養護児童にとっての生育情報の意義は多面性をもち、社会的養護の観点からすると、その記録保管の役割として、額面以上の事柄が読み込まれるのは不可避である。幼少期の写真や肉親からもらった手紙などは、そこに含まれる映像情報や文字情報に加え、撮影日や送り主が自身に対して固有の関係性をもつ点において、情報主体にとって特別な価値をもつ。一般家庭で育てられた人であれば、自身の出自や生育履歴に関する情報は成長の過程で逐次的に獲得されるが、現員の社会的養護児童（「インケア児童」）も、ケアリーバーも、そうした機会を失っているため、社会的養護に携わる施設職員や里親は、生育情報の記録保管を「できるだけ多く」行うことを重視することになる。この傾向は、記録保管のあり方を、対象情報の「量」や「種類」に上限を定めることから遠のかせ、むしろ対象情報を無際限に拡張し、記録保管の負担を増加させる方向へと推進することになり、制度化の実現可能性をいっそう困難にする。

このように、生育情報はそれに期待される役割やそれがもつ価値が個々の当事者や個々のケースにおいて多様であり、それゆえ、期待される役割や価値を担う対象情報を一般的特性に訴えて事前に指定しておくことが難しい。また、社会的養護の現場のニーズとして、「できるだけ多く」の記録保管が望まれる傾向があり、この事情がさらに制度化を困難にしている。

社会的養護における生育記録保管とその制度化について、こうした問題の深刻さと複雑さを明瞭に把握できたのは、本研究課題に着手後、じっさいに社会的養護に携わる人々と交流するようになってからである。しかし私だけでなく、こうした問題は、社会的養護を経ずに育った人々には共有されづらい。社会的養護の経験を経ずに成長してきた人にとって、自身の出自や生育履歴に関わる情報は日常生活の中で逐次的に獲得されるものであり、その機会を経ずに生きる人の境遇は縁遠いものだからである。社会的養護児童の境遇へのこうした無知は、社会的養護児童やケアリーバーにとって、精神面や制度面で不都合を強いる方向へと社会を助長していく。ゆえに、現状の改善には、社会的養護における生育情報の意義と記録保管の現状について、社会的養護の「外」で暮らす人々

に理解を促すことも重要になる。

よって、一方では、社会的養護の現場からの「できるだけ多く」との要求から距離をとって試みるのが、他方では、社会的養護と無縁な人たちに社会的養護の現状を啓蒙することが、望ましい。このような考えから、冒頭で述べたような、「内外の架橋」を本研究課題を進めるさいの方針として意識することになった。

＊

方針の説明はここまでにして、各章の概要に移ろう。社会的養護の生育情報についての考察は、大きく分けて、「ライフストーリーワーク」という実践の意義やあり方に関して、「アイデンティティ」や「共同行為」を主題とした哲学・倫理的観点も含めた考察を加えるものと、生育情報管理についての制度的問題について、情報倫理的考察を行うものとに二分される。発表時期は前後するが、内容のまとまりを考慮して、それぞれに対応する論文を、前半の 1,2,3 章と後半の 4,5 章に分けて配置した。前半は、「外」の人に向けた、社会的養護やライフストーリーワークの実情の紹介として、後半は、「内」の人に向けた、社会的養護から離れた観点からの批判的提言として読むこともできる。

第 1 章「ライフストーリーワークと情報倫理学」では、自身の「アイデンティティ」に対して個人がとる操作のあり方には、能動的側面と受動的側面があることを確認したうえで、それぞれの典型として、インターネット上の創作的な自己提示と、「ライフストーリーワーク」における自己回復と対比的に考察している。二つの自己情報コントロール実践を、情報倫理的に対比しつつ考察することによって、「アイデンティティ」とそれに対する操作について、豊かな概念分析が期待されると論じている。

第 2 章「アイデンティティと自己情報」では、ライフストーリーワークがもつ、児童の出生情報に関するやりとり（提示と受け入れ）に焦点をあて、このワークの一連の過程を自己情報コントロールの一種として捉え、それが児童のアイデンティティを改善する仕組みの分析を試みる。方法として、「情報カテゴリー」という観点に依拠し、児童があらかじめもつ自己情報のあり方と、それに対して出生情報更新が与える影響とに注目し、このワークの帰結とそこで得られる成果を三つに類別して確認する。最後に、出生情報が児童にとってもつ重要性について私見を提示している。

第 3 章「共同行為としての生育情報取得支援」では、ライフストーリーワーク開始時の児童とワーカーとの間で生じる合意形成過程を、インフォームド・コンセントの「理解」条件を参考に検討することで、「児童の人生を＜一緒に＞理解する」という「共同行為としての自己理解」として特徴づける観点を提出する。そして、このワークは、(1)アイデンティティ補強による児童の将来の選択肢の拡張、(2)周囲の人々や社会への信頼関係を構築する養育的意義、(3)社会的生活を営む基礎的概念の習得の三点から正当化されること、および、(1)の観点から、児童の「権利」の代理的行使ではなく、児童の意図の拡張的な行使と見なされると論じている。

第 4 章「社会的養護における生育情報管理の課題は何か」では、社会的養護を経た児童が、養護を終えたあとになって、出生や育成に関する自己情報の取得が必要になる場合を中心に、生育情報管理制度の課題を考える。現状では、開示請求や保管（記録）に関する制度がわが国では未整備な状況にあることから、社会的養護児童の記録管理組織が国、自治体、民営期間との三者に散逸していることの問題点を確認したうえで、英国での「ケアリーバー」（措置解除者）支援を参考に、制度改善のために考慮されておくことが望ましい六つの課題の論点整理を行っている。

第5章「生育情報管理の最適なかたちをどう考えるか」では、社会的養護児童にとっての生育記録の目的や内容の性質を踏まえつつ、開示と保管に関して検討を要する論点を整理している。とりわけケアリーバー（措置解除者）のための情報提供に主題を限定し、論点整理を試みたうえで、そうした制度改善の根拠となる必要性をどのように考えていけばよいのかについて、「権利」という観点から方向性を探っている。

また、本研究課題の一部として発表した原稿のうち、「忘れられる権利」に関する次の論考も補論として掲載する。直接的な関わりはなく、さらに忘却の意義をむしろ批判する文章でもあるものの、社会的養護の中では否定的に扱われがちな「忘れる・忘れてもらう」というあり方の意義についての再考に役立てていただければ幸いである。

補論「電子的想起とく忘れられること」の情報倫理—Schönberger, *Delete: The Virtue of Forgetting in the Digital Age* を中心に— [以下概要] インターネットによって可能になった電子的記録を介した想起（電子的想起）は、利便性だけでなく、自然な忘却を阻み、想起可能性を過度に増強してしまうという負の側面をもつ。Schönberger の著書で提案される六つの対応を検討しつつ、電子的想起の特性と「忘却」の意味を確認する。結論として、ネット上の「忘却」に相関するとされる「情報価値の喪失」という観点について精査する必要がある、また、著者が「忘却」の負の側面と「想起」の正の側面を過度に軽視していると論じた。

いずれの章も、再録に際して部分的な修正と文献情報の補足・更新を行っている。内容としては、全体的に問題提示が中心となっており、応答や対応の具体的考察を十分に与えるまでには至らなかった。加えて、冒頭で述べた「内外の架橋」の役割を研究期間で果たせた自信はないが、社会的養護に携わる方々には新たな観点からの問題提示をすることで、また、哲学・倫理学の研究者たちには社会的養護の現状を伝えることで、いくらか現状改善に貢献しようと努めたつもりである。本稿で残されたいくつかの課題については、今後も考察を続ける予定であり、合わせて「架橋」にとりくむことにしたい。

＊

本研究課題の遂行には、多くの方々にお世話になった。縁あってたびたび調査訪問の機会を設けていただいた国立武蔵野学院の職員諸氏を始め、社会的養護に携わる方々には、幾度か突飛な問いかけをして場を混乱させてしまったが、どなたも穏やかな口調で、こちらの疑問に対して真摯な回答をしていただいた。また、情報倫理学や哲学・倫理学の研究者の方々には、迷いがちな私の議論を鋭く問い質しながら、社会的養護のとりくみに対してエールを送っていただいたように感じている。皆様に感謝申し上げます。

最後に、科研費執行に関して手厚い支援を受けた、千葉大学人文科学研究院、および、同大学院人文公共学府（旧 人文社会科学研究科）にも、深くお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

目次

第1章 ライフストーリーワークと情報倫理学

1-1 「アイデンティティ」に対する二つの態度	3
1-2 情報倫理的アプローチを採用する理由と、問題設定、および方針	4
1-3 インターネット上の自己提示	5
1-4 ライフストーリーワークによる自己回復	6
1-5 ライフストーリーワークに関する情報倫理的および倫理的な諸論点	7
■手順 1. (情報収集) について	8
■手順 2. (情報提示) について	9
1-6 アイデンティティ操作としての自己情報コントロールと、情報倫理学	10

第2章 アイデンティティと自己情報

2-1 「ライフストーリーワーク」の概要	11
2-2 「アイデンティティ」概念の予備的整理	11
2-2-1 「アイデンティティ」と「アイデンティティケーション」	11
2-2-2 アイデンティティは個人にとってどのような働きをしているのか	12
2-3 ライフストーリーワークにおける自己情報とは何か	13
2-4 「情報カテゴリー」の欠如と充足	14
2-5 ライフストーリーワークの3タイプの帰結と成果	15
2-6 出生をめぐる自己情報は児童にとってなぜ重要なのか	17

第3章 共同行為としての生育情報取得支援

3-1 ライフストーリーワークの開始時の問題	19
3-2 インフォームド・コンセントと二つの「理解」	20
3-3 「秘密の受容」を契機とした「理解」の営み	21
3-4 共同行為としての自己理解	23
3-5 ワークの開始の正当性をどのように理解するか	24

第4章 社会的養護における生育情報管理の課題は何か

4-1 ケアラーバーへの情報提供の意義	26
4-2 Barnardo's Home の情報提供制度	27
4-3 個人情報の「開示」と「保護」の国内諸制度	27
4-3-1 社会的養護の形態	28
4-3-2 [イ] 国の管轄する情報（厚労省・法務局など）	28
4-3-3 [ロ] 自治体の管轄する情報（児童相談所、社会的養護施設など）	29
4-3-4 [ハ] 民営福祉施設の管轄する情報	29
4-4 「開示」と「保存（記録）」の課題と論点	29
4-5 結語	31

第5章 生育情報管理の最適なかたちをどう考えるか

5-1 導入：社会的養護児童への生育情報の問題と考え方	32
5-2 ケアリーバーへの情報提供の意義と制度的問題	34
論点 1. 分散管理と制度の不統一	35
論点 2. 対象情報の多様性	35
5-3 生育情報を記録保管してもらう「権利」とは何か（どう考えるか）	36
(1) [A]-① 自己情報コントロール権	37
(2) [A]-② 子どもの権利	38
(3) [A]-③ その他の権利：子どもの成長発達権（学習権）など	39
(4) [B]のグループ：「権利」（④不利益の回復&⑤不平等の是正）の再解釈	39
(5) [B]-④「不利益の回復」についての独立の論点（これのみを重視する対応の問題）	40
(6) [B]-⑤「不平等の是正」についての独立の論点	40
5-4 暫定的な結論	41

【補論】電子的想起と＜忘れられること＞の情報倫理

－Schönberger, *Delete: The Virtue of Forgetting in the Digital Age* を中心に－

1 ネット上で「忘れられる」こと	43
2 電子的記録がもたらす二つの問題	44
①力（Information Power）の問題	44
②時間（Time）の問題	45
3 六つの対応	46
4 忘却の回復法	48
5 批判的検討	49
1. 「昨日の新聞」のアナロジーについて	49
2. 「完全な文脈づけ」批判について	50
3. 「上書き」による忘却について	51
6 結語	51

文献表	52
-----------	----

第1章 ライフストーリーワークと情報倫理学¹

自身の「アイデンティティ」に対して個人がとる操作には、能動的なあり方と受動的なあり方とがある。それぞれの典型として、インターネット上の創作的な自己提示と、「ライフストーリーワーク」における自己回復とをとりあげる。二つの自己情報コントロール実践を対比しつつ考察することで、「アイデンティティ」とそれに対する操作について、豊かな概念分析を行うことが期待される。

1-1 「アイデンティティ」に対する二つの態度

自由意志の一つの見解として H・G・フランクファートが提示した、「階層説 (hierarchical theory)」と称される見解は、本心を実現するかたちで欲求を制御することによって、「意志の自由」の説明を与える見解である。人には様々な欲求があるが、それらが衝突する場面において、能動的に欲求の取捨を行い、本人が「配慮 (ケア care)」²している自己像と整合するかたちで、行為を導く意志を形成していくことに、「意志の自由」の一つの意味があると考えた。

この見解は、「意志の自由」を、二段階の過程——「自己形成」と「本心実現」と呼ぶことにしたい——によって説明している (Frankfurt (1971; 1982; 2006))。各人は何か自分の外部にある対象を「配慮 (ケア)」し、それを自己像の中核におく (自己形成)。そして「意志の自由」とは、そうした自己像に沿ったかたちで個々の場面で欲求をコントロールする (本心実現) ことである。彼の論述は、「自己形成」と「本心実現」との二つの過程の独立性を強調せず、むしろ双方を、「アイデンティフィケーション」という観点から一貫して説明しようとする姿勢が伺える³。

彼が「アイデンティフィケーション」の語を主に用いるのは、「本心実現」のほうである。自分のなかにある特定の欲求に対し、自分の本心を反映させることを描写する文脈である。他方で彼は、指針や規準となる側の本心は、人が外的に存在する対象に惹かれ、それに対する「配慮 (ケア)」することによってであるとし、それを、対象に自らを「アイデンティファイ」することとして説明している。

確かに、行為の規準となる本心を、外的対象をとり込むことで形作ることと、それに基づいて自分の内部状態を形成していくこととは、同一の過程がとりうる様態の両極であるとも考えられる。何かを「自分のアイデンティティに一致させる」過程という意味での、「アイデンティフィケーション」の二側面と見なしうるからである。

しかしながら、フランクファート説をこのように理解したとき、「自分のアイデンティティに (何かを) 一致させる」という表現は、個人と「アイデンティティ」との関係の

¹ 本章は壁谷 (2015c)を元にしてている。

² 倫理学や社会福祉などの文脈で用いられる通常の「ケア」よりも意味は限定されており、「何かを配慮する」という意味でのみ用いられている。

³ この節でのフランクファートに対する指摘は、壁谷 (2015a) 4 節での考察を下敷きにしている。

双方向性を浮かび上がらせる。

一つには、個人はアイデンティティに関して、能動的に影響することができる。たとえば、アイデンティティに欲求を適合させる過程は、アイデンティティの「保持」という能動的な操作と見ることができる。それは、新たな特性をとり込みながら、アイデンティティを望むかたちに変容させることと同類の操作である。

他方で、個人はまったくアイデンティティに対しては受動的であり、もっぱら外的要因によって個人のアイデンティティが影響を受け、形を与えられていくというあり方もありうる。フランクファート自身が「配慮」を重視するときに念頭に置いていたのは、こちらのあり方である。「配慮」はもっぱら受動的な過程であり、それによって個人のアイデンティティが形成されると考えているからである（Frankfurt (2006), pp. 24-26）⁴。

フランクファート説の解釈は別の場に譲るとして、ここで注目したいのは、個人と「アイデンティティ」の相関は、主従関係において双方向性をもつということである。

一つには、個人の側が、「アイデンティティ」を操作対象とする場合がある。そのとき、それは、創造、取得、維持、放棄、隠蔽といった当人の操作に服している。また、この意味では、一人の人物が複数の「アイデンティティ」をもつことも原理的には可能になる⁵。

他方で、「アイデンティティ」の側が主となり、個人を拘束し、特定の行為へと誘導する場面がある。個人はアイデンティティに服し、そのもとで行為するような状況である。このときそれは、忘却や喪失、想起や回復といった、不可抗力によって生じる事態を通して、当人に影響する。

付言しておけば、これら双方向の主従関係は、多くの場合、再帰的でありうる。個人は、自らが操作を加えたアイデンティティによって拘束されることがあるし、自身を拘束していたアイデンティティを放棄したり変容させたりすることがある。創造されたが忘却されるアイデンティティや、回復したのに棄却されるアイデンティティもあるだろう。

このように、個人と「アイデンティティ」の間には、双方向的な主従関係がある。アイデンティティをめぐる理論上でも実生活上でも生じる複雑な諸問題を考えるさい、この性質を無視してはならない。

1-2 情報倫理的アプローチを採用する理由と、問題設定、および方針

以上の意味での「アイデンティティ」は、どちらも自己に関する信念にもっぱら依拠している⁶。信念が概念内容をもつこと、つまり、言語的対象に対する態度であることを踏まえるならば、アイデンティティに関する操作は、自己に関する特定の情報に対する

⁴ この点で、道徳的行為者性を「自由」概念に与えようとする論者から、「自由」の根拠に恣意性を認めてしまい、規範性が説明できなくなるとして否定されている（Korsgaard (2006), pp. 55-56）。

⁵ セン (2011)は、「アイデンティティ」の多重性を強調し、政治的衝突を解消する道筋を示している。

⁶ 「アイデンティフィケーション」（自己同定 identification）には、知覚にもっぱら依拠した自己同定もあるかもしれない。だが、アイデンティティを、世界のなかで行為する主体としてのあり方を当人に示すものであり、将来にわたる当人のあり方に関与しているものだと考える限り、言語的表象を経由して扱うのは順当だと考える。言語は普遍的状況を包摂できるため、将来、任意の時点で生じる事態に対しても影響しうるからである。

操作でもあると言える。よって、アイデンティとアイデンティフィケーションに関する社会的問題は、「自己情報コントロール」の問題として理解でき、情報倫理学的問題と領域を共有している。

同時に、「アイデンティティ」概念は、それ自体として、社会のさまざまな場面で注目され、複雑で深刻な問題を招いている。それゆえ、「アイデンティティ」概念の分析は、社会の実際的问题との関連性を受け止めながら進める必要もあるだろう。つまり、社会的要請をフィードバックさせながら適切なあり方を模索したり、逆に、概念的な考察を社会的問題の対応として活用したりすることも必要になるだろう。

よって、「アイデンティティ」概念は、個人に対する関わり方の本性上、「自己情報コントロール」の問題と捉えることができ、同時に、われわれの社会の実際的な問題とも深く結びついている。そこで、「アイデンティティ」概念の分析には、情報倫理学的問題として論点をとり出したうえで、われわれの社会的実情との相関を積極的に反映させていくアプローチが望ましいと考える。

こうした方針に立ったとき、具体的な課題は、次のようなものになるだろう。

1. 「アイデンティティ」に関する操作（management）を、「自己情報コントロール」の理論として見た場合の情報倫理学的問題の整理
2. 「アイデンティティ」とそれに対する操作の概念⁷の、実際場面と情報倫理学的論点からのフィードバックを踏まえた分析
3. 実際場面における、「アイデンティティ」に関する、保護、管理、共有、発信などについての、適切性の基準の策定や、それに基づく制約の基本方針などの提案

これらは段階的に進められるものではなく、同一問題のもつ別の側面であり、それぞれは並行的に進められながら、相関しつつ発展していく性質のものである。

以上の方針に基づき、2 と 3 の課題における実践場面として特に主題化したいのは、インターネット上の自己提示と、「ライフストーリーワーク」という自己回復の実践である。これらに注目するのは、前節で確認した「アイデンティフィケーション」の二つのあり方を反映する典型例だからである。

以下では、比較的馴染みのある前者については、上述の方針との関連を触れるに留め（1-3 節）、後者の事例に紙幅を割き、1 の課題の準備として、このワークの概要を確認（1-4 節）といくつかの情報倫理学的な論点を特定する（1-5 節）。最後に、「アイデンティティ」の問題に関しての、両事例の対照性を確認する（1-6 節）。

1-3 インターネット上の自己提示

インターネット上の匿名コミュニケーションでは、インフラの整備や技術的利便性と相まって、提示情報の信憑性を担保せずとも個人が自己情報を発信することをますます容易にしている。そうした情報は、第三者が個人の社会的・制度的な身分を同定する一次

⁷ 個々人の心理的事実（アイデンティティを操作するとき、個々人の心理にどのような変化が生じているのか）に目を向けること必要かもしれない。

情報として、当然のように利用されている⁸（「データ人格」が実人格以上の社会的身分をもってしまう問題や、「なりすまし」の問題）。また、エゴサーチを繰り返し、ネット上で自己像の構築に苦心する人物も少なくない。

ネット上で公開される自己情報の真偽性と、その潜在的な有害性に客観的な判断を与えることは難しい。だが、信憑性を欠いた自己情報提示がなされる状況や、そのさいの情報主体の動機については一定のタイプがあり、また、提示されたものが偽情報である場合にもつ有害性も、いくつかのパターンをもって出現していると思われる。よって、そこで出現している自己情報に対するコントロールの仕組みを掘り下げる作業と、そこに働く社会的規範を明示化する作業を通して、「アイデンティティ」に対する能動的操作と、その適切性の内実に迫ることが可能になると考える。

1-4 ライフストーリーワークによる自己回復

これと対照的なかたちで、自己情報コントロールを介して「アイデンティティ」を操作するのが、「ライフストーリーワーク」による実践である。この実践は、主にイギリスで、児童への社会的養護の一部として実施されているとりくみであり、起源は SACCS（Sexual Abuse Child Consultancy Services, 1987 創設）にて、セラピーと並行的になされた実践に遡る（ローズ&フィルポット（2012）, p. 7）。

その主旨は、家庭から十分な愛情を得られなかったり、親との好ましい記憶が欠如していることによって、肉親への憎しみや慢性的な自己否定感を抱いてしまった児童に対するケアにあり、「ワーカー」と呼ばれる支援者（イギリスの場合、ソーシャルワーカーが担当）が、生育記録や生い立ちに関する事実を収集し、児童に提供することで、記憶の修正や回復を目標とする。たとえば、幼少期の自分の写真を一度も見たこともなく、実親と疎遠なまま成長してきた児童から求めがあった場合、ワーカーは、実親のもとに足を運んで児童の幼少期に関して話を聞いたり、近親者や当時の居住地の隣人などからエピソードを収集したりする。そうして収集された情報は、ワーカー自身の言葉を通して、児童に提供されることになる。順当に進めば、児童は、無根拠な恐怖心から解放されたり、過去の自分のふるまいの社会的意味を納得できたり、自己肯定感をとり戻したり、親との和解感情が芽生えたりするなど、生活改善につながる正の効果を得ることができる。

日本でも、この実践の効果に対する期待は高まっており⁹、有志によって、社会的養護児童施設¹⁰などにおいて実践され出している。だが、イギリスの「ソーシャルワーカー」

⁸ 近年西欧で議論されている「忘れられる権利」も、同種の問題である。なお、「忘れる」という概念をインターネット上の問題に適用することには、考慮されるべき複雑さがあることを壁谷（2015b）で論じた。

⁹ 厚生労働省による「ガイドライン」も、ライフストーリーワークを、「過去から現在までの生い立ちを整理し自己のアイデンティティの確立をサポートするための方法の一つ」（厚生労働省（2014a）, p. 3）として、その意義に言及している。本ワークと社会的養護に関する公的機関の資料としては、厚生労働省（2009; 2011; 2014a; 2014b）および東京都福祉保健局（2011; 2017）が参考になる。

¹⁰ 厚生労働省（2009）によれば、社会的養護関連の施設には、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設（旧「救護院」）、母子生活支援施設（旧「母子寮」）、自立援助ホーム、児童家庭支援センター、の七つがある。そのうち、施設で児童に家庭的環境を提供する「施設養護」を行うのが前者の五つであり、里親制度などの「家庭養護」をサポートするのが後者の二つである。

に位置する役職が存在しないことなど、制度的に整備されていない段階にあり、導入に際してはさまざまな問題がある。

そうした制度的な困難に立ち入ることはできないが、「ライフストーリーワーク」の手法自体は、情報倫理学や哲学・倫理学の側からの知見が解決への展望を示すことのできる問題も関わっており、それらへの対応が、制度的困難の解決にも間接的に寄与するはずだと考える。なお、この実践は、主に次の手順をとる（*Ibid.*, p. 97）。

手順 0. 児童の状況を踏まえたワーク可否の判断

手順 1. ワーカー¹¹による情報収集

手順 2. ワーカーからの情報提示

手順 3. 児童自身による内面化¹²

ライフストーリーワークを行うワーカーは、児童自身が、ワークの実施を望んでいることを、明示的なやりとりや、日常生活内の非明示的な態度によって確認しておく必要がある（手順 0）。収集される情報の性質上、当人が希望していないまま、ワークを行うことは避けられている。また、中途のプロセス、目的、ルール（情報の守秘義務など）についてもワーカーと事前に確認しあうことができれば、児童の安心にもつながり、望ましいとされる（*Ibid.*, p. 109）。

児童の承諾が得られれば、ワーカーは、関係する場所に出向き、情報収集を行う（手順 1）。収集対象となるのは、原則として事実に限られ、公的記録（新聞記事、住民登録簿、裁判記録など）とインタビュー（親戚、過去の居住地の近隣者などを対象）が中心となる。主な内容は、過去の児童の生活実態や行動、実親の人間性に関わるものである。

収集された情報は、ワーカーから児童に伝えられる（手順 2）。そのさいワーカーは、児童にとっての善に資する伝え方をするように留意しなければならない。よって、どの情報を、どの程度、どの時期に、どのように伝えるのが最善なのかは、児童の現状を熟知し、個々のセッションごとに見極める必要があり、その点で、この作業の成否は個々のワーカーの手腕に依存する面が大きいとされる。

手順 1 と 2 がワークの中核であり、その後の内面化（手順 3）は、児童自身に主に委ねられる部分が多い。情報倫理学的問題も、ワーカーにとって山場となる二つの中途の手順に関わっている。

1-5 ライフストーリーワークに関する情報倫理的および倫理的な諸論点

この実践に際して生じうる、情報倫理学と倫理学からの考察が関与しうる論点をあげ

また、養護を必要とする「要養護児童」は、4 万 6 千人(2014.3)（うち、3 万人が児童自立支援施設に入居）とされる。

¹¹ 本書（ローズ&フィルポット (2012)）が書かれたイギリスでは、ライフストーリーワークの実施は、専門職としてのソーシャルワーカーの仕事である。対して日本の場合、施設職員が各自の業務と並行して、自主的に実施しているのが現状である。それゆえ、イギリスに比べ、国内でライフストーリーワーカーを受けられる児童の数も、ワークに割かれる時間も圧倒的に制限がある。

¹² ローズ&フィルポットは、手順 4 として「ライフストーリーブックの製作」をあげている。だが、私は本文中で、手順 3 の「内面化」の一環として理解している。

てみたい。なお、これらはワーカー経験者への数回のインタビューと文献調査を経たうえで私が抱いた問題意識でもあり、解決済みの問題や、誤解に依拠している論点もありうる。実情の把握や詳細な検討は、今後の課題としたい。

■手順 1. (情報収集) について

(a) 情報提供者・関与者のプライバシーの位置づけ

児童の利益のために、情報提供者（実親や近親者）の情報を、ワーカーという第三者が収集・管理する、という関係性において、提供者のプライバシーを配慮する必要がある（レンチ&ネイラー (2015), p. 106）。だが、提供者のプライバシーが児童にとっての善と衝突する場合、優先性の判断が困難になりうる¹³。提供者側からの申し立てが、児童の善と比較考量した場合には不適切になる場合もあり、提供者側のプライバシーの方を制限する必要もあるかもしれない。とくに、血縁関係にない第三者から情報提供してもらう場合は注意する必要がある。また、インタビューなどで収集した情報に含まれる人物については、血縁者と第三者との相違なく、収集・管理に際してプライバシーを配慮する必要があるだろう。

(b) 児童の側のプライバシー

また、実親以外の情報提供者や、施設を訪問するさい、当該児童がライフストーリーワークを必要とする状況にあることを伝えることにも、児童の後の生に負の影響が生じないように、慎重になる必要がある。

(c) 情報収集・情報管理に関するワーカーの制度的身分

少なくとも日本においては、ワーカーは自主的な活動として関与しており、社会に認知されておらず、情報提供者や機関・施設によっては、情報提供を躊躇してしまうこともありうるだろう。何らかの法整備が必要になるかもしれない。

(d) 収集情報の信頼性

情報提供者から得られる情報は、善意に基づく情報や、公正な情報であるとは限らない。発言内容に提供者の都合や意図が混入する可能性もありうる。そうした場合、表面的には児童の利益になっても、実際には根本的な問題の解決には至らないことが考えられる（児童が実親への信頼を回復し、再同居に至っても、問題状況が継続する場合など）。

また、提供者の情報が、記憶間違いに依拠していることもありうる。自身の記憶と異なる発言を実親から聞いたとき、児童に負の影響が起こることも考えられる（「お遊戯会で赤いリボンをつけていた」という実親の発言内容が、児童自身の記憶と食い違う場合など）。

こうした点において、収集情報の信憑性をいくらか確証する方法が示されることが望ましい。

¹³ 児童側にとっての善を支える法定根拠は、子どもの権利条約第7条「生物学的親を知る権利」、第8条「家族関係（アイデンティティ）を確保する権利」に求められると思われる。（児童福祉法や、「児童福祉施設及び運営に関する基準」（2013.4 施行）には、関連する児童の権利については言及されていない。）

(e)収集情報の管理

収集情報の管理や用途を明確にしたり、児童が接触すべきでない情報（情報提供者の希望や、児童自身の状況によって、児童への提示を差し控えるべき情報）についての管理方法や方針を明確にしたりすることが必要だろう。

また、保護期間や、共有方法、公開範囲などについても、方針の策定が望まれる。日本に限っては、複数の社会的養護関連施設を移転する要養護児童も存在することから、児童の生活履歴を辿るさいに、施設間で情報の提供を行える協力体制を整えることが望まれるからである。

さらに、養護期間が終了し、施設を出た児童が、成人になってから施設に自己情報を問い合わせることも考えられる。そこで、情報の保存期間についても、1 人の児童に対して収集される情報の量的問題と天秤をかけながら考察される必要がある¹⁴。

■手順 2.（情報提示）について

(f)提示のさいのワーカーの介入度

ワークの基本方針として、事実に基づく情報を児童に提示することになっている。しかし、提示される情報内容や、提示する時期がワーカーの裁量に委ねられている点において、ワーカーの手腕は大きく影響する。そこで、提供者から収集した情報を適切に解釈することや、提供者の意図を過度に変容しないことに留意する必要がある。たとえば、児童の利益を重視するあまり、情報提供者が児童への提示を望んでいない情報断片を提示したり、情報提供者の意図から乖離したニュアンスで児童に報告したりしないように配慮しなければならない。そこで、情報提示方法に関する方針が必要になるだろう。

(g)児童の期待への対応

収集対象となるのは児童の個人情報であり、ワークは児童の知る自由の行使でもある（⇒注 12）。それゆえ、ワーク開始にあたり、児童の承諾が必要となるが、児童の側の期待感にも目配せしておくことも重要である。情報収集をワーカーが開始したことを知りつつも、期待していた情報が提示されない結果に終わったとき、場合によっては失望感を強く残しかねないからである。その場合、児童がワークに対して意義を認め、肯定的感情を抱けるような、アフターケアも重要になる。また、最初にワークを持ちかける際にも、過度の期待を抱かせないように配慮することも必要である。こうした面で、ワーカー側の指針の提示が望まれるだろう。

¹⁴ 海外では、19 世紀後半にイギリスで開設されたトーマス・バーナード孤児院（Thomas Barnardo's House）によるもの（"Barnardo's Records Protection Policy"）が、施設養護を受けた児童の個人情報保護の指針として知られている。この施設は、1855 年から 1970 年までに 35 万人の児童が暮らしたとされる（カナダの施設も含む）。院児の個人情報や大まかな生活記録は、紙面やマイクロフィルムで保存されてきており、情報は現在も希望に応じて情報を開示している。（UK Data Protection Act の制約上、「院児として過ごしたことのある人物の情報請求には応じなければならない」という義務がある。）1995 年に BBC でこの孤児院を紹介する番組が放映されたとき、4000 件もの問い合わせが殺到したそうである。"The History of Access to Barnardo's Records"
<http://canadianbritishhomechildren.weebly.com/barnardo-home-records.html> [2018 年 3 月 29 日アクセス]

(h)児童にとっての善の捉え難さ

ワークの至上目的は、児童自身にとっての善であり、今後の人生に正の影響を与えることである。しかし、自身にとってワークが善であるのかを、人生経験の少ない児童自身が正しく判定することは容易ではない。しかし同時に、それが当人にとっての善になるかどうかは、当人の主観的問題でもある。

ワークの第一手は、ワーカーから児童にワークの誘いを持ちかける作業になるが、そのさい、ワーカー側は、ワークが児童自身にとっての善になると見込んでいる。だが、児童自身がそこに意義を見ていない場合には、どのような対応が望ましいのだろうか。

極端な想定として、ワーク実施時の年齢では大きな善（利益）を享受できなかったり、負の影響の方が多かったりするが、数年後には確実に当人の善になる状況も考えられる。そうした場合、児童自身がワークの意義を熟知していないが、ワークを開始することは推奨されるだろうか。こうした点に関する指針が必要に思われる。

この難題の根底にあるのは、「児童にとっての善をどのように理解し、どのようにサポートするのが望ましいか」、というきわめて倫理的な問題である。

1-6 アイデンティティ操作としての自己情報コントロールと、情報倫理学

3節と4節で見た二つの事例は、ともにアイデンティティに関する操作であるが、「自己情報コントロール」という観点から見ると、対照的である。

インターネット上の自己提示では、情報主体は、自身の自己情報の量と扱い方において他者を優越しており、それに関して、発信、創造、隠蔽といった能動的操作を行うことになる。これに関する基本的な情報倫理学問題設定は、「自己情報コントロールをいかに制約するか」、というものになる。たとえば、提示情報に含まれる情報内容（第三者のプライバシー情報や著作物など）や、提示される側の不快感などと突き合わせて、自己情報コントロールのあり方の考察が進められる。

対して、ライフストーリーワークを通した自己回復の場合、情報主体（児童）は、自身の自己情報の量と扱い方において他者を優越しておらず、欠如した自己情報の獲得や再認などを受動的な手続きの中で行うことになる。（現状の自己情報を維持するという、能動的な態度も含まれる。）このときの情報倫理学的問題設定は、「自己情報コントロールを他者がいかに支援するか（自己情報コントロールはいかに支援されるべきか）」、というものになる。ここでは、情報主体自身のニーズや、当該情報に含まれる他者のプライバシーなどを考慮しながら、自己情報コントロールのあり方を考察することになる。

これら二つの事例で、「アイデンティティ操作としての自己情報コントロール」の具体事例が包摂されるわけではない。だが、「能動的／受動的」という操作のあり方の相違や、対象情報についての、「新情報／旧情報」、「当人の所有情報／他者の所有」といった性質の相違において、対照性を見せている。この点において、相互を対比させつつ研究することは、それぞれの文脈における「アイデンティティ操作」の概念分析に意義をもち、また、実践的応用にも、理論的問題にも貢献すると考える。

第2章 アイデンティティと自己情報¹

ライフストーリーワークは、「アイデンティティ」という概念に関する情報倫理的、倫理的、さらには哲学的問題に対して、実践面から興味深い示唆を与えていると考える。このワークは、児童のアイデンティティに対して人為的に影響を与える作業であり、ここで働くさまざまな手続きの機序は、このワークの実践を通して、「アイデンティティ」についての事実の一面を照らしているからである。以下では、「アイデンティティ」と「自己情報」との関係性について、とりわけ児童が出生情報を内面化していく過程を主題に考察してみたい。

2-1 「ライフストーリーワーク」の概要

ライフストーリーワークは、

手順 0. 児童の状況を踏まえたワーク可否の判断

手順 1. ワーカー²による情報収集

手順 2. ワーカーからの情報提示

手順 3. 児童自身による内面化

という手続きを踏んで行われる³。それぞれの段階において、考慮すべき情報倫理的および倫理的な問題があるが、以下では、手順 2 から手順 3 に至る過程に注目する。

2-2 「アイデンティティ」概念の予備的整理

ライフストーリーワークは、児童のアイデンティティに対して介入することによって、児童の今後の生活に正の貢献を与えるためのワークである。そこで、操作対象となる「アイデンティティ」ということについて確認しておく必要があるが、この概念自体は表面的な自明性に反して非常に複雑であり、当座はこのワークに関わる限りの意味を確認しておきたい。

2-2-1 「アイデンティティ」と「アイデンティフィケーション」

「アイデンティティ」という概念の出自は、比較的新しく、発達心理学者 E. H. エリクソンに遡る。彼はフロイトの用いた「アイデンティフィケーション」(定訳は「同一化」)

¹ 本章は壁谷 (2016a)を元になっている。

² イギリスでは専門職としてのソーシャルワーカーが従事するが、日本では事情が異なる (cf. 山本 et al. (2015, 特に終章))。

³ 詳細は、ローズ&フィルポット(2012)、壁谷 (2015a)、レンチ&ネイラー (2015)を参照のこと。

という概念に注目し、そこから「アイデンティティ」（定訳は「同一性」）の概念⁴を生み出している（上野（2005），pp. 3-6；エリクソン（2011），pp. 111-112）。エリクソンの生涯の研究はこの概念の諸相を巡って進展しており、さまざまな整理がなされるが、大まかには、能動的に働きかける「自我アイデンティティ（ego identity）」と、対象化され、参照されたり操作されたりする「自己アイデンティティ（self identity）」とがある。それぞれは、「I」と「me」との関係に類比的であり、主格としてのアイデンティティと目的格としてのアイデンティティと呼ぶこともできる。自我アイデンティティは哲学の領域に属する難問である。そのことは、ふだんの生活でわれわれが直面するアイデンティティを巡る問いが、「私（/自分）とは何か（What am I（/the Self）?）」というかたちをとり、そこで問題となるのは、補語に相当する「何か（What）」であり、主語の「私（/自分）」は自明なものとして不問に付されていることを考えればよい。エリクソンの思索も、主に「自己アイデンティティ」（目的格としてのアイデンティティ）にあり、それを通じて「自我アイデンティティ」（主格としてのアイデンティティ）を浮き彫りにしていくかたちをとって進められている。

2-2-2 アイデンティティは個人にとってどのような働きをしているのか

しかしながら、「自分とは何であるのか」、という問いもまた、多義性をもち、文脈に応じてさまざまな解釈と答えの形式を許している。文脈の多様性を生み出す一つの要因は、主体の年齢による多様性である。エリクソンの仕事の多くはこの整理と考察に費やされている。もう一つの要因は、自己アイデンティティ（対象アイデンティティ）が主体に与える機能の多様性である。というのも、それは現状のあり方を求めるかたちの「記述的な」問いでありながら、主体の将来のあり方を規定するような「規範的な」問い立てでもありうるからである。たとえば、「私は教師である」とか「私は正直者である」といったアイデンティティの自己提示は、履歴書を作成したり心理テストを試したりしている場面では記述的な問い立てに対する応答に留まるが、別の場面では、「教師」や「正直者」としてのあり方を確認することによって、相応のふるまいを今後の自分に課するような、自己コントロールの一環として行われる。このように、自らの自己アイデンティティを自ら提示し、それに再び同一化——「アイデンティフィケーション」——する手続きを、人は頻繁に行っている。ある俳優を彷彿とさせる恰好をする、といった場面も、特定の民族や信仰者であるという自己アイデンティティによって命がけの危険を執行する、といった場面も、どちらも中核にある過程は同種と見なしうるだろう。また、自己コントロールとしてではなく、受動的に「アイデンティフィケーション」してしまう場合もあるだろう（仁侠映画を見終えた男性が肩で風を切って闊歩する、といった場合のように）。

そして、「私（/自分）とは何か」、と人が自問する日常的場面を振り返れば、「自己アイデンティティ」、およびその自己提示としての「アイデンティフィケーション」が当人

⁴ エリクソンの仕事は、「アイデンティティ」という概念の多面性をとりあげることであったが、彼の仕事の中では、(1)「個人的な同一性の意識的感覚」、(2)「個人的な性格の連続性を求める無意識的な志向」、(3)「自我統合の無言の働きに対する一つの基準」、(4)「特定の集団の理想と同一性との内的な一致（連帯）を維持するもの」という四つの意味が登場しているとされる（鑑（2014），p. 5）

にもたらず機能には、「記述」を与える「自己述定」と「規範」を課す「自己規定」との二面性をもつと考えられる。とはいえ、両側面は、さらに多様な役割をもつだろう。「自己述定」は「私は愛されている」というかたちで、心理的な安堵を与えたり、「私はやればできる」というかたちで、行為の遂行可能性を保証したりするためになされることもある。また、「自己規定」は、「私は酒に強い」というかたちで締め切り前の飲酒を許容するような不合理な行為を正当化することもありうる。また、これに近い状況として、「私はやればできる」といった自己暗示の場面もあるだろう。

その多様性の考察は、エリクソンから継承した問題意識にとり組んでいる諸分野の研究者の仕事に立ち入る必要があり、本稿の主題を超えている。だが、ライフストーリーワークにおける「自己アイデンティティ」（そして、その自己提示としての「アイデンティフィケーション」）がもたらず機能については、このワークが比較的新しいととりくみであることからして、手探りで考えてみることは許されるだろう。

2-3 ライフストーリーワークにおける自己情報とは何か

ライフストーリーワークの最終目標は、児童の「自己アイデンティティ」とそれに関わる意識を改善させることにある。この目標の成否は、最終的には児童自身での努力にゆだねられており、ワーカー側が行えるのは、その契機や支援を与えることである。すなわち、児童の個人情報をワーカーが収集し、児童の心理状態に寄り添いながら、それを提供すること、そしてその後の経緯までケアしていくことである。この過程において、児童の側の努力にかかっているのは、受動的に提供される自己情報（自らに関する個人情報）を、本人のものとして内面化していく作業（手順3）である。

児童自身が主導しなければならない「内面化」の作業は、当該の情報が、自己情報でありながら、本人自身が気づいていない情報があるということ、また、その事実を踏まえながら本人が当該情報を受け入れていかなければならない点において、固有の複雑さをもつ。そしてこの複雑さが、「内面化」の難しさを産み出している。というのも、児童自身が、自己情報のうちで、自分がその内容を知らないものがあり、それが改訂されることがあるということを知覚しておかねばならないからである。

つまり、ワークに着手する前に、児童は、ワークを通して自分に提示されうる情報が、

- (i) 自己情報であるが、
- (ii) 自分はその内実について未知であり、
- (iii) その内実を充足する証拠が客観的に存在する可能性がある

という三点を知っていなければならない。さらにワークの開始時には、

- (iv) そうした証拠が他人によって収集される可能性がある

ということを是認しなければならない。これら四点は、ワークの開始時に児童が知っておかなければならないことであり、以上の四点について、児童の認識が不足している場

合には、ワークに着手する前の段階（手順 0）で、ワーカーはそれらを当人に熟知させていかなければならない。

確認しておけば、自己情報には、自己知の内容になっていない情報も含まれるため、自己情報であることと（特徴(i)）と、特徴(ii)・(iii)・(iv)は排他的ではない。もちろん、ある意味では、人は自分自身について他人よりも知っている、と言えるだろうが、知り方の深度を差し置けば、他人の方が自己について知っている事柄もあまた存在している。たとえば、誰かのイタズラで自分の背中に張り紙がつけられている状況や、ビッグデータとして、日常生活に知らずに仕掛けられた監視装置によって行動履歴が収集される状況などを考えればよい。また、婚姻者、友人、取引先、持ち物など、自分が関わりをもつ人物や組織や対象についての情報も、自己情報の一部として見なせば、他人の方が知っている自己情報の数は膨大になる。それゆえ、ある人が(ii)と(iii)の特徴をもつことを知っているような個人情報を、当人の自己情報と見なすことは不自然ではない。そして、そうした個人情報が、他人によって収集される可能性（特徴(iv)）も、情報主体の意向や道徳的・法的な是非とは別に、余地が残されていることは自明である。

とはいえ、こうした自己情報の一般的特徴とは異なる側面が、ライフストーリーワークにおいて扱われる自己情報も持っているのも確かである。それは、(i)の自己情報が、もっぱら、自己の出生（出自）に関する情報である、という点に由来している。つまり、

(i')それが自己の出生に関する情報である

というより具体的な特徴をもっていることである。この特徴は、さらに、さまざまな含意をもつだろうが、少なくとも、

(i'a)それは自己の肉親に関する情報である

(i'b)それは自分の出生前の事実に関与する情報である

といったことを含意している。こうした情報に関して、(ii)-(iv)の知識を児童自身に獲得させておくことが、ライフストーリーワークの実施において、初段階（手順(0)）の課題になる。

2-4 「情報カテゴリー」の欠如と充足

ここで、以上のような自己情報が、ライフストーリーワークにおいて、ワーカーから児童に提示され（手順(2)）、内面化していく（手順(3)）プロセスを描いてみたい。そのためには、個人情報、情報主体にとって自己情報として知られていながら、その具体的な情報内容が欠如していること知っている、という状況を描写できなくてはならない。そのための道具立てとして、「情報カテゴリー」という発想を導入し、これに依拠して自己情報を分析してみたい。これは、「書き込み欄」として存在するような情報のことを意味しており、具体的情報によって充足されうるが、具体的情報を欠如している場合にも、それを操作したり、その欠如について認識したりできるような場面を描写するための道

具立てである。この道具立てを自己情報について適用することの要点は、本人が、具体的な自己情報は欠如したまま、それが収まるべきカテゴリーが「空欄」であることについては知りうる余地を残せることである。

自己情報、つまり、人が自らについてもつ個人情報とは多様であり、「氏名」「住所」などのような、誰もが具体的内容をもつとされているはずの個人情報もあれば、「好きな球団」「使用している OS」といった、人によっては具体的情報が空であるような個人情報もある。後者のような場合、ふだん本人はそうした情報カテゴリーについて、意識をしていないが、他人との会話やアンケートなどの書類記入などの場面で応答を迫られれば、「空」という情報を（瞬時に）提供することができるならば、その点において、暗黙理に知識をもっていると言えるだろう。本人は、自分の経験上、その種の情報を充足したことや、その種の情報を充足する必要に迫られたことがなかったことを知っているからである⁵。

ここで注目しておきたいのは、空情報である情報カテゴリーについて、意識的であれ暗黙理であれ、本人は、「空」な内容をもつ自己情報として知りうること、また、ときとして、外的要因によって本人に情報カテゴリーの充足を迫られる場面において、はじめて「空」であることが本人を含めた世界に顕現することである。

多くの人々にとって、実親や生育環境などの出生情報は、自己情報のうちでも基礎的なものである。しかし、ライフストーリーワークの対象は、そうした情報が自己情報として備わっていない児童たちである。その点に関して生じる「多くの人々との違い」は、精神的に成長過程のさなかにある彼らにとって、否定的な効果を与えることは想像に難くない⁶。また、場合によっては、そうした否定的な効果を回避するために、自ら形成した誤信念によって、出生に関する情報カテゴリーを充足していることもありうる。また、場合によっては、そうした情報カテゴリー自体に関心を払うことなく生活してきた児童もありうるだろう。

以下では、こうした観点を踏まえつつ、情報カテゴリーの欠如と充足という観点から、ライフストーリーワークにおける「帰結」と、そこでワークがなしうる「成果」を整理してみたい。

2-5 ライフストーリーワークの3タイプの帰結と成果

ライフストーリーワークは、児童の今後の人生にとって正の影響を与えることを至上命題とし、そこから得られる成果こそがこのワークの価値を保証している。理論的考察を与えるさいにも、ワークの帰結および児童の生を向上していく公算から逆算し、方法論や意味づけを考えることになる。とはいえ、このワークの「成果」は、一面的で

⁵ とはいえ、ここにおいて、「自己情報をもっている（知っている）」ということについて、より詳しい分析が必要である。

⁶ この点で、「情報カテゴリー」という考えは、ある種のタイプのプライバシー侵害の分析にも関係している。たとえば、「性別」や「出生地」や「最終学歴」などについて、本人が公示したくないプライバシー情報については、その情報内容について公示せずとも、その情報カテゴリーに対して他者が関心を寄せること自体が、プライバシー侵害になりうるからである。たとえば、未婚者や性同一性障害者の前で、われわれがしかるべき話題を避けるような状況を考えよ。

はない。このワークは、手続きとして、児童の出生に関する情報を収集し、当人に提供する作業であるが、後述するように、この手続きの成否と独立に、そこに至るプロセスも内在的な価値をもち、「成果」に貢献するからである。

そこで、ライフストーリーワークを、後半部分である、情報提示を経て、児童が内面化していく過程（手順 2 から手順 3 の完了まで）が到達する三タイプの帰結について、それぞれがもたらす「成果」を確認しておきたい。

【帰結 1】 期待していた情報によって充足される

第一のタイプの帰結は、当該の欠如情報カテゴリーが、当人の期待に沿ったかたちで充足されることである。たとえば、父親の現在の想いを知りたいと思っており、さらには、愛情を示す返答を求めている児童に対して、そのような情報が提供される場合である。これはもっとも望ましい帰結である。

【帰結 2】 期待とは異なる情報によって充足される

第二のタイプの帰結は、当該の欠如情報カテゴリーが、当人の期待とは食い違う情報によって充足されることである。こうした場合は少なくない。たとえば、報告された母親の生活状況からは、児童が期待していたほどの愛情を感じとることができなかった、とか、児童の期待に反して、両親はいまも不仲であることを告げられる、といった状況である。

この場合、児童とワーカーにとっての課題は、児童が既存の自己の信念を手放し、新たな自己情報を受け入れていくことである。自己情報のうちでも、出生情報は当人にとって基底的な情報であり、それを改訂することは精神的負担を与えることになる（「唇をかみしめながら、最後まで話を聞く」といった様子も見られる（山本 et al. (2015), p. 82)）。ワーカーにとっての課題は、児童が精神に不安定を来たさないように慎重に配慮しながら、児童が新しく提示された自己情報を受け入れつつ、今後の生活を進めていけるように支援することになる。

多くの場合、こうした支援の過程自体が、ワーカーへの信頼を強固にし、児童の生活改善に貢献している（*Ibid.*, 5 章）。たとえ目指したかたちで情報収集と情報提供の手続きが遂行できなくとも、その遂行に従事したことが、正の効果を児童に与えることは十分に可能である。

【帰結 3】 いかなる情報によっても充足されない

第三のタイプの帰結は、当該の欠如情報カテゴリーに、結果的に情報が提供されないまま終了する場合である。たとえば、実親についての情報が得られなかった、といった場合である。これは、時間や費用などの調査コストから収集作業の中断せざるをえない場合もあれば、当該情報にアクセスするための手がかりとなる記録や人物が不在であることが判明し、情報提供の不可能性が確定する場合もあるだろう。この場合、情報主体である児童は、当該の自己情報カテゴリーを充足するために必要な証拠の不在、さらに

は、当該情報の不在を受け入れなければならない現実直面する。⁷

その場合の一つの対応は、帰結 2 と同様に、当の自己情報カテゴリーを、別の情報によって充足することを目指すことである。たとえば、里親との暮らしや養護施設での生活を振り返ることによって、自分に愛情を注いでくれる人がこれまで存在し、これからも存在し続けることや、自分の現在のあり方が過去と地続きであることなどを、自身の自己情報の一部として受け入れていくことである（*Ibid.*, pp. 97-104）⁸。

もう一つの対応は、自己情報カテゴリーが充足されないという情報自体を、児童が自分のアイデンティティの一部に否定的でないかたちで受け入れることである。自分の出自に関する事実は、望むかたちではどこにも見つからないが、そのようなあり方として、自分を捉え直すことである。つき詰めれば、「何物でもない自分」というあり方を、アイデンティティとして生きていくことも、間違いではないと思われる⁹。しかし、もしもそうしたかたちでアイデンティティをもてる人物であれば、いかなる情報カテゴリーも、当人のアイデンティティを基底的に構成することはなく、自己情報の付着と離脱を随意に行えるようなあり方をしながら、生を営むことになるだろう¹⁰。それが当人にとって良いあり方であるか否かは、興味深い問いである。

2-6 出生をめぐる自己情報は児童にとってなぜ重要なのか

以上で与えたのは、ライフストーリーワークの中で見られる自己情報とアイデンティティとの関連についての、図式的な整理にとどまるが、最後に、出生に関する自己情報が児童にとってなぜ重要なのかという点について、簡単に考察しておきたい。

一つには、それは自然な形のあり方の一部であるからである。その情報をもっていることは、他人と同等であるという安心を与え、また、その不在は、「他人とは違うものである」といった欠如を含んだアイデンティティを感じさせ、当人に不安を喚起する。

第二には、出生に関する情報は、自分の出自（roots）を示すものであり、自分のあり方を確認するために参照できるようなものとして存在するからである。すなわち、自分の同一性の感覚や性格の連続性などを保証するような、「アイデンティティ」の本質的機能を果たすものとして存在し、前段落とは別の意味で、当人に安心を与えている¹¹。

⁷ 実際場面でなされるワークの類別は、初発段階の「児童の状況を踏まえたワーク可否の判断」（手順 0）の時点において、当人がその欠如情報カテゴリーの充足を望んでいるか否か、という相違の観点からも考慮が必要である。よって、本文での三つの区別のそれぞれがさらに二分され、六通りに整理されることになる。ワークの着手に関するこうした観点を踏まえた考察は、別稿に譲ることとする。

⁸ 児童の状況によっては、この段階での自己肯定感をあらかじめ最終目標として設定してワークが開始されることもある。

⁹ 石田弓は、Acceptance and Commitment Therapy（ACT）という認知行動療法を参照しつつ、仏教的な瞑想で注目される「マインドフルネス」という発想を手がかりに、自己概念や自己の物語から解放された「今、ここで」の経験をする「プロセスとしての自己」が、アイデンティティ研究の中で有用性をもつことを指摘している（石田（2014），pp. 132-134）。

¹⁰ “identify”の語は、何らかの対象と自己の密着を含意するが、場合によっては、その対象がどこかに固定的な不動の位置をもっており、その不動的なあり方をするものに自らを向かわせ、そこに自身の方を憑依させる、という含意も強くもつと考える（cf. 壁谷（2015a），4 節；壁谷（2015c））。この点については、言語哲学者 J. L. Austin が 1955 年の論文“*How to Talk*”においてこの語に与えた分析をもとに、いずれ考察してみたい。

¹¹ 成人後に生殖補助医療で生まれたことを知った人物でさえも、自分を育ててくれた人物と遺伝的つ

第三には、出生に関する情報は、実親との関わりを示すことによって、自分が望まれて生を受けた存在であり、自分の誕生を誰かが支えてくれたというかたちの認識を介して、児童の生に正の価値を感じさせ、「私の生は意味がある」といったアイデンティティの獲得を促すからである。

上記以外にも、出生に関する自己情報の重要性を説明する理由はあるだろうが、少なくとも、これら三点において、出生情報は当人のアイデンティティに対して寄与している。

以上の考察は、ライフストーリーワークの手続きのうち、情報提示（手順 2）と内面化（手順 3）に特化した考察である。ワークの準備段階における児童とのやりとりを含めた考察、および、情報収集に関する情報倫理的問題についての考察は、別の機会を設けたい。

なかりがないことを知った瞬間、「自分の人生が土台から崩れ、空中に放り出されたような浮遊感を覚えた」と述べており、また、遺伝上の父を知ること、「自分の中のえたいの知れない『半分』がわかる気がする」と述べている（神奈川新聞、2014 年 6 月 26 日記事）。

<http://www.kanaloco.jp/article/78974> [2018 年 3 月 29 日アクセス] 幼児や思春期前後の児童においては、さらに状況は深刻であることは想像に難くない。

第3章 共同行為としての生育情報取得支援¹

ライフストーリーワークの開始にさいして、児童から同意を得るための適切なあり方を考察し、ワークに従事する職員たちに期待される倫理的姿勢を示したい。議論の順序として、問題設定を示したあと（3-1 節）、児童が同意を成功裏に形成する手続き描き（3-2 節）、成功裏なライフストーリーワークの中で成立しているワーカーと児童と関係性を再確認しつつ（3-3 節）、その関係性に共同行為としての内実を与え、ワーカーに期待される倫理的姿勢を示す（3-4 節）。最後に、こうして提供される倫理的姿勢が、どのような正当性をもつのかについて私見を示す（3-5 節）。

3-1 ライフストーリーワークの開始時の問題

ライフストーリーワークとは、虐待経験のある児童や実親と離れて生活する児童に対し、欠如した生い立ちの情報を提供することで、児童の自己認識と生活環境の改善を図る、イギリス発祥のケアワークである²。日本でも、厚労省管轄下の諸施設などで、要養護児童の生活改善の有望なアプローチとして積極的に導入されつつある（厚生労働省（2014a), p. 3）。

このとりくみは、(1) 児童を支援する担当者（「ワーカー」³）による情報収集、(2) ワーカーからの情報提示、(3) 児童自身による内面化、という手順をとるが、それに先立ち、(0) 児童の状況を踏まえたワーク可否の判断、という手順が必要になる⁴。実務としては、ワーカーが請け負う、情報収集と情報提供（「真実告知」⁵）が中心になるが、手順(0)と手順(3)には、児童自身の努力も大きく求められ、全体としては、ワーカーと児童の双方の協力作業であると言える。

今回は、手順(0)から手順(1)に至るワーク導入に関わる過程に注目し、開始時の諸手続きの適切なあり方を考察し、さらにそこから、ワークの正当性について解釈を与えてみたい。手順(0)で問題になるのは、真実告知に関する児童とワーカーとの合意形成の難しさである。準備段階で、このワークの意義の理解が困難な児童や、理解を拒む児童が少なくない。対象となる情報は児童の出生と生育に関する情報であり、それを欠如していることに対する児童の心理状態は、当人に自覚できないほどに複雑でありうる（檜原（2014), pp. 14-23）。加えて、ワークの準備段階の児童の心理状態は、個々人の年齢や生い

¹ 本章は壁谷（2017b）を元に行っている。当該論文は、2016年5月7日の応用哲学会発表内容（「ライフストーリーワークの開始時における倫理的制約とその基礎について」）を発展させたものである。

² イギリスでのとりくみの紹介はローズ&フィルポット（2012）、レンチ&ネイラー（2015）を、日本における導入の現状については山本 et al.（2015）を参照。

³ このワークはイギリスでは国家資格をもつ専門職員（「ソーシャルワーカー」）が行うが、日本では社会的養育に携わる職員などの有志が行っている。以下ではそうした人々の総称として「ワーカー」の語を用いる。

⁴ このワークに関する情報倫理的および倫理的諸論点について、論者は壁谷（2015c; 2016a）で確認した。

⁵ 真実告知は、児童の年齢や心理状態を配慮しつつ、当人に受容可能な情報から時間をかけて告知されていく。入手済みの情報でも告知が留保されることがある。

立ちの多様性や、児童が経てきた経緯の性質上、心理状態の背景要因となる諸事情について日常生活で語りあう機会がなかったり、児童が語ることに抵抗感を覚え故意に秘匿されたりするために、ワーカーに把握しづらいことが多い⁶。にもかかわらず、ワークの目的を児童に知らせることは、生い立ち、家族、住居、といった生活の基底に関わる信念と心情に対して、改訂を迫ることを示唆することになり、彼らに不安や心理的負担を与えることにもなりうる。

よって、ライフストーリーワークの開始時の合意形成の難しさは、個々の児童の背景事情と心理状態を慎重に配慮しつつ、その意義と目的を児童に納得してもらい、ワーク開始の「同意」を当人から得ることにある。こうした個別的配慮を伴う対応は、ライフストーリーワークの全過程および社会的養護の諸状況において重要性をもち、実践に携わる有志間での活発な事例報告や意見交換を通して、方法論の共有も進められている。その一方で、個々の場面の困難に直面したさい、対処のさいに拠りどころとなる指針を、その根拠とともに確認しておくことも重要である。

そこで、以下では、ライフストーリーワークの開始時の問題を踏まえつつ、成功裏にワーク開始の「同意」を児童から得る過程を描写してみたい。

3-2 インフォームド・コンセントと二つの「理解」

ライフストーリーワーク導入時の問題を考えるさいに手がかりとなるのは、医療現場におけるインフォームド・コンセント（以下「IC」と略記）に関する議論である。自らの身体への侵襲的行為を医師に権限付託することへの「同意」を、患者から医師が求めるやりとりは、ライフストーリーワークの導入時のやりとりと類似点をもつ。どちらも、自分の将来に多大な影響を及ぼしうる処置について、処置を受ける側が、処置を行う能力をもつ側から「同意」を要求される状況と言えるからである。

ICの倫理的考察として古典的影響力をもつフェイドン&ビーチャム(1994)は、患者や被験者に対して医師が要求する「同意」が、当人に施される医療処置に関する「権限付託」として適切であるためには、それが十分に「自律的」になされる必要があることを強調し、その必要条件として、「理解(Understanding)」「非支配(Noncontrol)」「意図性(Intentionality)」の三点をあげている。「同意」行為が自律的であるには、当の処置行為の特性と帰結について理解しつつ、外的要因の影響下でない状況で、それを意図的に、ないし、厭わずに(willing)なされていなければならないからである。もっかの問題に関わるのは、三つの中心に位置づけられている「理解」である。彼らによれば、患者の「同意」が自律的な権限付託行為であるために必要な「理解」とは、(a)「同意」という権限付託行為の意味と性質についての理解、そして、(b)「同意」によって権限付託される事柄の理解、という二つである。前者はたとえば、同意書に自分が署名することが医療処置に関する権限付託行為である、といったことについて、患者が理解していること

⁶ 児童の心理的構えには、たとえば、期待(「いつか両親と暮らせるはずだ」)、今後への不安(「大嫌いな親から離れたい」)、現状への不安(「なぜここにいるのかわからない」)、自己否定(「私が悪いからこうなった」)、他者否定(「親が悪いからだ」)、逃避(「考えたくない」)、などの多様性がある。一人の児童でそれらが混雑していることも十分にあり、また、児童自身にも把握ができていないことが多々ある(檜原(2015), pp. 14-23)。

である⁷。後者は、同意する対象と、それに同意することから生じうる帰結について理解していることである。

ライフストーリーワークの場合にもっぱら関与するのは、後者の理解である。というのも、未成年を対象とするために明確な手続きが存在せず、また、対象者の心理状態や年齢を配慮しつつ、場合によっては当該の処置（真実告知）の時期を遅らせたり告知内容を留保したりする余地を残しておく必要があることなどから、「同意」を制度的に実装化した手続きが存在しないからである。とはいえ、自分の将来に影響しうる処置について、「同意」に相当する応答は何らかのかたちで不可欠であり、そこに自律性が認められなければならないもある。それゆえこの場合でも、同意に相当する応答についての意味と性質の理解（(a)の理解）を得たうえで、児童が相応の態度を示すことが望ましい。

現実のライフストーリーワークの実践状況を踏まえる限り、準備段階で、児童の側において、権限付託行為の意味と性質に関するそうした理解（(a)の理解）に相当する認識状態は確かに実現しており、「同意」に必要な条件も達成されているように思われる。ただし、それは、ライフストーリーワークの意味と帰結について理解すること、すなわち、自己の出生と生育に関する情報が収集され、それについて真実告知がなされうる可能性について理解すること（(b)の理解）を通してであり、さらに、児童の準備段階での心理的構えをワーカーが理解する作業も経由することによってである。このことは、「秘密の受容」という観点から説明できると考える。

3-3 「秘密の受容」を契機とした「理解」の営み

児童の側での「同意」の形成に先立ち、ワーカーは、収集が必要な対象情報や児童に生じうる心理的負担などを勘案するために、生い立ちに関する児童の認識と心理的構えを把握しておかなければならない。

日常生活を営む限りでは、人間は、自分の生い立ちや家族に関する事実や、それに関する感情について、他人と語りあう必要はない。ライフストーリーワークが対象とする児童の生活内では、たいていそうした事実認識や感情は、他人との語りあいを故意に避けられるような、「秘密」の相を呈している。養育者に限らず、日頃の友人とのやりとりなどにおいても、それらは意図的にであれ非意図的にであれ、日常生活に登場しないようにされている。それゆえ、前段落で述べたワーカー側の課題とは、児童の「秘密」の存在や内容を把握し、さらにそれを受容していくことだと換言できよう。その方法の一つは、児童の日常生活の発言や態度の機微の「観察」を介する方法であり、もう一つは、ワーカーとの「対話」を介する方法である。

多くの場合、秘密の把握と受容は、観察型の方法をとり、そこから対話型の方法が試行されていく。たとえば、養育者との会話やほかの児童とのやりとりの中での徴表的発

⁷ 同意が権限付託行為であると患者が十分に理解しているために満たすべき一般的条件は、以下とされる。「X（患者）が同意によって、特定の行為者 Y（医師）に、ある処置 R を行う明確な許可を与えたことを最小限理解しなければならない。多くの場合、X はまた、X の明確な許可が、Y が R を行うために求められていることを理解しなければならない（フェイドン&ビーチャム（1994）, p. 243）。」

言⁸が観察されると、それを手がかりに、生い立ちや家族に関する情報やそれに対する当人の認識や感情を、児童とのやりとりの中に読みとっていくことができる。他方、ある程度の年齢に達した児童には、対話型の方法により、人生設計や進路について相談する機会を設け、ワーカー側から相応の話題をもちかけられることもある。いずれにしても重要なのは、秘密の内容ではなくその存在を把握することであり、さらに、児童の秘匿意図を尊重しつつ、秘密を存在ごと受容していくことである。それにより、ワーカーは秘匿意図の背後にある事情や感情とともに、児童に欠如している情報や、それを知ることに対する当人の意向や期待を把握できることになる。また、秘密の存在を受容されることによって、児童がワーカーを信頼し、自ら秘密の内容や心情を伝えはじめることもありうるだろう。その点で、秘密を受容する過程は、児童との間の信頼関係の構築と並進しており、周囲の大人と厚い信頼関係を築く点において、児童の養育の目的を達成することにもなる。

こうした過程は、児童の側で、ワーク開始に関する「同意」を、自律的に――二つの理解を得ながら――形成する作業と連続している。というのも、「秘密の受容」の過程は、当人に未知の情報や、誤認し続けてきた情報が存在することを当人が自覚し、そのことに関する事実を知る意向を当人が示す状況でもあり、ワークを提案する機会へと通じているからである。そして、ワーカー側が、児童に対して生い立ちの事実を一緒に調べることを「適切なかたちで」提案し、肯定的な反応が返ってきた場合には、そこで、二つの理解を得たうえでの「同意」が形成されたことになると思う。

「適切なかたちで」提案するには、少なくともワークの帰結について、児童に正しい認識が得られていることが必要である。具体的には、肯定面を過度に強調せず、望むかたちの帰結にならない可能性についても情報共有をしておくことである。それは、情報操作によるワーカー側の介入度を抑え、児童の自律性を保全することでもある。さらに、児童がワークの帰結についてのそうした認識を抱いているかどうかを、コミュニケーションを重ねる中で確認していくことも重要である⁹。そうしたやりとりを経たうえで、ワーク開始について児童から肯定的な反応が得られたのであれば、同意によって権限付託される処置の意味やその帰結についての理解（(b)の理解）は得られていることになり、自身の応答自体がもつ意味についても、つまり、ライフストーリーワークの開始について自分が「同意」したことについても理解（(a)に相当する理解）を得ていると言えよう。

こうした描写が、ワークの準備段階（手順(0)）の実情を捉えているならば、このワークの特徴となるのは、複数の連続的な「理解」の生成と言えることになる。「秘密の受容」のかたちでのワーカー側の理解を契機とし、そこから、ワークの本性と帰結についての児童の側の理解（理解(a)と理解(b)）が同一過程の中で形成される。そして児童とワーカーは、児童の人生を理解する作業に着手することになる。

すると、ライフストーリーワークを、「理解」を軸にした営みと見ることができるだろう。「理解」される対象は、児童自身の現状の心理状態であり、また、このワークの意義

⁸ 「私も施設じゃなくて普通の家で暮らしたかった」「どうせオレなんかいない人間なんだ」「僕は何県出身なんだろう」など（檜原（2015），pp. 116-120）。

⁹ この点については、フェイドン&ビーチャム（1994）の、「正確な解釈と効果的なコミュニケーション」（pp. 203-204）、「コミュニケーションと情報の理解」（pp. 257-270）、「非支配」（pp. 204-212）の各項を参照。

や影響と、「同意」行為の性質であり、さらに、当人の未知の事実である。「理解」する主体は、表面的には、児童自身と、ワーカーという二者である。だが、それらの過程がなされる主旨を踏まえれば、「理解」の主体について別の見方をとることが適切であると思われる。ワーク全体としては、児童の人生についての理解を、二人が共同で進展させ始めていたのだと捉え直すことができるからである。すなわち、二人は「児童の人生を＜一緒に＞理解する」という共同行為を開始し始めていたと見ることができる。

このような見方をとると、当初の課題——ライフストーリーワークの開始時の「同意」が成功裏に形成される過程を描くこと——は、「児童の人生についての理解」という共同行為が成功裏に開始される過程を描くこととして再提示できることになる。

3-4 共同行為としての自己理解

哲学者の清水哲郎は、IC の実践を、患者と医療者の「共同行為」として捉える哲学的分析を与えている（清水 (2000)）。その背後にあるのは、患者と医療者を独立した二者として設定し、両者の間の衝突回避をするための「法的な」議論を用意することではなく、「患者と医療者のよりよい関係性」を探究する「倫理的な」議論を重ねようとする姿勢である。そこで、「医療者と患者とが信頼関係にあるときの医療行為の進み方を描き、そこでは両者がどのように行為に参加することになるかを分析」する作業が試みられる（*Ibid.*, p. 122）。

患者の治療に向きあうさいの医療者と患者の間柄を「共同行為」とするとき、彼が重視するのは、お互いに相手に対して言葉やふるまいを介して働きかけ（「互いに向きあい」）、同じものを享受する（「共に同じものに与る」）、という側面である。前者は、各々が相手に対して提示する言葉やふるまいが、同意、提案、約束、勧誘、拒否、といった言語行為に相当するプロセスであることを、後者は、同じ目的を共有し、お互いが相手の傍らにすることを述べている¹⁰。

この考えが前提しているのは、行為する人間の「二重性」と、言語コミュニケーションの基底的影響である。「行為」するとき、人は「評価者としてのあり方」と「遂行者としてのあり方」との「二重性」をもち、両者の間で自問自答を行っている（*Ibid.*, pp. 114-116）。この自問自答は、各人が幼児期に大人たちと交した言葉とふるまいのやりとりが反映されており、その点で、個々人の単独行為の中にも、複数人でなされたコミュニケーションの側面が入り込んでいる（*Ibid.*, pp. 112-116）。よって、複数人によってなされる共同行為とは、こうした二つのあり方を参与者たちが交互に担いながら継続する、コミュニケーションの一種として捉えられることになる。

医師と患者は、それぞれが「二重化した主体」として互いに関係しあうと清水は考えるが、その関係の生成過程については、「まだ二重化主体ではない」幼児が、母親との共同行為に関与していく状況が典型とされている。たとえば、母親が幼児に着替えさせな

¹⁰ 「共同行為」の要点を清水は、「自律した複数の主体による共同の決定および実行の分担」に見ており、具体的には(1)各々が二重化した主体として自律した言葉の場に与りつつ、(2)行為が何であるかの把握と決定を共同で行い、(3)その実行に各々の分担を果たすことだとしている（*Ibid.*, p. 133）。これと同方向の観点に立ち、高橋 (2008)は、「共同意志決定」として IC のさらに具体的な形成過程を説明している。

がら、同時に着替えを「助ける」状況や、母親が幼児の傍らで指を指し、同じ方向を向きつつ、「あそこに猫がいるよ」と呼びかけることによって、＜共に同じものに与る＞状況である（*Ibid.*, p. 134）。ここでは、親が子どもに対し、親が関心をもつものとして何かを提示し、児童にもそれに対する関心をもたせることで、同じものに対する関心の共有が二人の間に生じている。こうした関心の共有が、「独立した二者」ではなく、「信頼関係にある二者」が一つの共同行為に参加していく原初的な契機であるとされている。

ライフストーリーワークの性質上、それを母子のやりとりと類比的に考えることは適切である。すると、その契機は、「児童の人生を＜一緒に＞理解する」ということを、ワーカーが、自分も関心をもつものとして、児童に提示することによって、それに関心をもたせるような手続きとして特徴づけることができる¹¹。

こうした「理解の共同行為」は、児童にとっては、社会生活の基礎となる諸概念や諸制度についての「学び」の役割も果たしている。先の「着替え」の状況では、「まだ二重化主体ではない」幼児は、着替えに対する関心を母親と共有するだけでなく、対話の手続きや、「説明」や「承認」という事柄、さらには「一緒に」という様態も習得すると清水は指摘する（*Ibid.*, p. 130）。そこには、隣にいる人物の癖や性格などとあわせて、「母」という概念を習得することも含められるだろう。

3-5 ワークの開始の正当性をどのように理解するか

以上の見方に立つと、ライフストーリーワークを実施する積極的な理由は次の三つになる。第一に、ライフストーリーワークを経て獲得され、内面化されていくことになる自己情報は、児童のアイデンティティを補強し、児童自身の将来の選択肢を積極的に広げることにもなるからである。第二に、3 節で触れたように、「＜一緒に＞理解する」ということがもつ、養育としての意義である。この過程は、周囲の人々や、社会に対して信頼関係を構築することにつながる。第三に、前節で述べたような、社会的生活を営むうえで重要な基礎的概念の学びに貢献するからである。

第一の理由は、内実としては、Feinberg (1992)が、児童の「権利」として保護するものと同じである。そこでは、児童には自分が将来とりうる可能性をできるだけ開いておいてもらう権利（right to an open future）があるが、成人するまでは大人たちに委託されている（「委託された権利（right in trust）」）とされ、この権利の代理的行使として、大人が現在の児童に対して、当人の可能性を開くかたちで介入すること（パターンリズム）が正当化される。しかし、ライフストーリーワークを「理解の共同行為」と捉える限り、その開始は、「権利」やその代理的行使という語り口をとらずに正当化されることになる。児童は、「権利」を誰かに行使してもらう主体としてではなく、ワーカーとともに自分の人生を理解していく単一の行為者の部分として存在していると見なされるからである。ライフストーリーワークは、児童の自律性の現在における発揮であり、それゆえその遂行は正当性をもつのである。

¹¹ しかし、ワーカー自身の理解の関心が先行し、共同行為の端緒となる合意形成（児童の「同意」の成立）を強制することも懸念される（Gilbert (1996)）。その種の状況を排除する条件の解明が望まれる。今後の課題としたい。

ライフストーリーワークの共同行為としての捉え方には議論の余地がありうるが、少なくとも、共同行為の参与者として児童と向きあうことが、開始時におけるワーカー側の望ましい構えであるとする。

第4章 社会的養護における生育情報管理の課題は何か¹

社会的養護を経た児童が、養護を終えたあとになって、出生や成育に関する自己情報の取得を望む場合があるが、現状では、開示請求や保存（記録）に関する制度が、わが国では未整備な状況にある。以下では、日本での現状と問題を確認したうえで、英国での「ケアリーバー」支援を参考に、制度改善のための課題を示す。

4-1 ケアリーバーへの情報提供の意義

わが国において、「社会的養護」とは、諸事情（虐待からの保護や非行に対する補導）により、家庭で適切な養育が受けられない子ども（「要養護児童」）を、行政や民間の支援によって養育する仕組みを指す²。国や自治体ないし民間が運営する施設による施設養護と、家庭的養護（里親制度）とがあるが、とりわけ施設で成育した児童が、施設を巣立った後に自分の養護期間の生育情報の取得しようとしたとき、制度の不備に直面することは少なくない。

近年、社会的養護を終えたそうした「ケアリーバー」（日本語では「養護経験者」や「措置解除者」とも称される）に対する延長的な支援の重要性が指摘されている。社会的養護においては、必要に応じて20歳未満の間は施設養護や家庭的養護を受けられることになっているが、「児童」が18歳未満と定義されていることもあり、毎年、全体の7~8割程度を占める大半の児童が18歳になる年度末、つまり高校卒業時点で施設を出所したり里親との生活を離れる現状にある³。

しかし、19歳でいっさいの支援を終了し、社会的自立を迫る現状の制度は、ケアリーバーを過酷な状態に放置することになりかねない。たとえば、社会的自立の第一歩となる就職活動や住居の賃貸契約手続きにおいて、保証人として頼れる身寄りがいないことや、就職につながる学歴や知識や専門技能を得るための学費をまかなう金銭的余裕がないことから、当人の人生のあり方が、同等の年齢の若者に比べて大幅に制限されてしまったり、望んでいないあり方を強いられてしまいやすいといった問題が指摘されている⁴。

また、ケアリーバーには、当人の心理的側面での支えとして、出生や育てについて当人が振り返るための「自己情報」が必要になることもある。

¹ 本章は壁谷（2016b）を元になっている。

² 年齢、心身状態、境遇などの諸要因によって、対応や管轄・施設は細分化されている。日本では要養護児童は合わせて4万6千人存在する（2016年1月）。

³ H26年の報告書によれば、児童養護施設に限定した17歳の人数は、1,581人に対して、同時期に児童養護施設を延長制度を利用して19歳以上で退所した児童数は108人である（厚生労働省（2014b），p. 14）。

⁴ 社会的養護施設退所後の児童の現状についての報告は東京福祉保健局（2011；2017）を参照。また、こうした問題を踏まえ、保証人確保支援制度や、就労支援事業などの施策が用意され始めている。たとえば、全国社会福祉協議会がとり組んでいる、「児童福祉施設等に関する『身元保証人確保対策事業』」といった制度もある。<http://www.zenyokyo.gr.jp/mimotokakuho/mimotokakuho.htm> [2018年3月29日アクセス]

自身の出自や生育関係に関する自己情報は、一般の人には自然と獲得しているものであり、その意義は見えにくい、自己肯定感を与えたり、自身の人生の意味付けを与えたり、人間関係を捉え直したりすることに大きく貢献している。しかし、現状の社会的養護の仕組みでは、施設養護を経たケアリーバーには、そうしたたぐいの「自己情報」に接することは容易ではない。自分を継続的に見守ってきた人物がいなかったり、在籍時の施設から異動してしまったとか、自身の出生や成育を示す記録が残されていないといった境遇に置かれていることが少なくないからである。

4-2 Barnardo's Home の情報提供制度

ところで、施設養護を経た児童の個人情報の取扱いに関して、海外でもっとも整備されている施設のの一つは、19 世紀後半にイギリスで開設された **Barnardo's Home**（トーマス・バーナード孤児院）⁵である。この施設には、1855 年から 1970 年までに 35 万人の児童が暮らしたとされ、院児の個人情報や生活記録は、紙面やマイクロフィルムで保存されており、1995 年からは一般に向けた情報開示サービスを行っている。

このサービスは、施設養護を経た人物ないし親族などの正当な代理人に限ってのみ提供されており、現在は、1998 の EU データ保護規則の「情報の対象となっている人物に対して情報が開示されなければならない」との規定に従って運用されている。

開示可能な情報は 1870 年から現在までの保存記録であり、本人および代理人のみが請求することができ、申請書を記入して料金を支払えば、本人の入所手続きに関する書類、写真、当時の居住地の写真、家族や友人との私信、等々の生活全般の記録が郵送される⁶。

記録の開示は、その記録に氏名が記載された人物か、その人物の親族から同意が得られない限りは、許可されないとされている。それゆえ、複数人物の名前が記載された文書などは、何らかの処理を施して提供しているものと考えられる⁷。（ただし、制度面での充実に反し、情報提供者に対する事実についての説明や、精神的な支援は行わないことも明言されている。）

4-3 個人情報の「開示」と「保護」の国内諸制度

上記の制度をそのまま国内にもちこむことを阻むのは、世論や文化的背景などの諸事情もあるが、表面化している違いとしては、EU データ保護指令（EU Data Protection Act）が定める情報主体に対する情報開示権が、わが国では明確に保護されていないことにある。そこには、国内の諸制度が複数層に分かれていることが影響している。

⁵ この施設だけでなく、イギリスは国策として、社会的養護の整備が進んでいる。ケアリーバーに関しても、児童法（Children's act 23CA）によって、16-17 歳、18-21 歳、21-25 歳に区分けしたうえで、それぞれに支援制度が整備されている。また、それ以上の年齢に達しても、支援される権利が保障されている。<http://www.childrenscommissioner.gov.uk/> [2018 年 3 月 29 日アクセス]

⁶ "Products available (Barnardo's Family History Service)" <http://www.barnardos.org.uk/products-2.pdf> [2018 年 3 月 29 日アクセス]

⁷ "Data Protection Information (Barnardo's Family History Service)" <http://www.barnardos.org.uk/dpa.pdf> [2018 年 3 月 29 日アクセス]

4-3-1 社会的養護の形態

もっかの主題である「児童養護施設」とは、厚労省の認可を得た「児童福祉施設」のうち、保護者が養護できない児童を社会的に育てる仕組みである「社会的養護」の中心的な施設である。自治体運営と民間運営とを合わせて全国で 595 箇所あり、現在、約 2 万 8 千人弱が生活している(厚生労働省 (2014b), p. 1)。それら施設で養護される児童は、都道府県と政令指定都市に設けられた児童相談所の判断に基づいて、都道府県知事の決定で入所措置がとられている。また、児童養護施設のうちの一つである「児童自立支援施設」は、厚生労働省が直に運営している。

よって、施設における社会的養護は、国、自治体、民間施設にまたがっており、要養護児童に関する「情報」の問題も、それぞれの段階での個人情報の取扱い制度との関連性を鑑みながら検討されねばならない。

4-3-2 [イ] 国の管轄する情報（厚労省・法務局など）

国の行政機関がとり扱う情報の「開示」に関して定められているのは、総務省が定める「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年 4 月)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 14 年 10 月)である。前者が対象としているのは、地方自治体や独立行政法人を含む 43 機関であり、その中に厚生労働省も含まれている⁸。

これらによれば、行政機関や独立行政法人等は、不開示情報が記載されている場合を除き、開示請求があれば文書を開示しなければならない。不開示情報とは、(1)個人情報、(2)法人情報、(3)国家安全情報、(4)公共の安全を脅かす情報、(5)審議・検討等の過程中の事柄に関わる情報、(6)行政機関等の事業の遂行の障害を来しうる情報、である。

また、不開示情報とは別に、あらかじめ「開示請求の対象として除外されているもの」もある。社会的養護児童に関連しうるものとしては、「戸籍制度における届出などの市区町村長が受理し、法務局に送付される書類」や「刑事訴訟法に規定する訴訟に関する書類及び押収物」である。

「情報開示」の規定がある一方で、個人情報保護に関するとり決めとして、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(総務省)があり、これによって開示は制限されていることにもなる。

それゆえ、児童養護施設で暮らす児童が国の行政機関に保管されている場合でも、以上の条項や法律が適用されることで、全部ないし一部が不開示情報として除外されたり、開示請求の対象から除外されることになると思われる。

とはいえ、総務省の定める「情報開示」の制度は、「知る権利」や「情報の透明性」という論拠から設定されているものであり、EU データ保護指令のように、「自己情報を知る権利」を保障する制度ではないことも指摘されている(皆川 (2002), p. 133)。

⁸ 社会的養護に関連する行政情報としては、「児童調書」がある。(e-Gov で公開されている「個人情報ファイル簿」検索システムにて、「児童」を入力した検索結果に基づく。)それらは、「入所児童の基本情報の管理」を利用目的として、国立武蔵野学院と国立きぬ川学院の入退所の児童の「住所」「氏名」「年齢」「電話番号」「保護者氏名」「家庭状況」「入所主訴」「入退所日」を記録しており、記録情報の収集は児童裁判所もしくは家庭裁判所から届けられるとされている。
<http://gkjh.e-gov.go.jp/servlet/Ksearch?CLASSNAME=KJNMSTSEARCH> [2018 年 3 月 29 日アクセス]

4-3-3 [ロ] 自治体の管轄する情報（児童相談所、社会的養護施設など）

自治体における「情報開示」も、前述の総務省の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に従っている。また、「情報保護」についても、前掲の「行政機関の保有する個人情報の保護」の法律により、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策の制定・実施の責務（5条）と、適正な取扱いが確保されるように必要な措置を講ずる努力義務（11条）が定められている。しかし、そうした要請とは独立に、各自治体や地方公共団体ごとに個人情報保護に関する条例を定める必要が出たため、「個人情報保護法 2000 個問題」が指摘されている（湯浅（2016））。「個人情報」の「開示」についても、各自治体が独自に定める個人情報の取扱いと合わせて規定されている現状にあり、一律の明確で具体的な規定が与えられてはいない。このことから、個人情報の開示請求の妥当性を巡る裁判は少なくない頻度で生じている（皆川（2002; 2010））。

こうした状況は、各自治体で個人情報の取扱いについてバラつきを生じさせることにもなっている。ある調査では、養護終了後の児童の「児童記録表」を保管する期限について、各都道府県と政令指定都市に設置された施設ごとに不統一があることが指摘されている（阿久津（2016））。たとえば、「5 年」「10 年」「満 25 歳まで」「概ね 30 年間」といったようにである。よって、たとえば、ある施設に移管された児童が、移管先の施設で養護を終了し、後から自分の養護記録の開示を請求してみても、移管前の養護施設での記録は保管期限を終えており破棄されていた、といったことも起こりうる状況にある。

4-3-4 [ハ] 民営福祉施設の管轄する情報

この場合も、施設の性質から、入所する児童は都道府県の児童相談所を経由しているため、自治体の条例に服している。よって、取り扱いの格差が生じていると思われる。

4-4 「開示」と「保存（記録）」の課題と論点

以上の制度を踏まえたうえで、ケアリーバーへの情報提供支援の充実に向けて考慮すべき課題を明確化してみたい。それにあたり、今後ケアリーバーになる「現在の」要養護児童たちについての、「保存（記録）」という作業も考慮しておくのが賢明である⁹。そして、当該情報の「開示」と「保存」は、第一には「情報が保存されているかどうか」という点を、第二には、開示の正当性には、「公益との整合性（公益に反しないこと）」と「当人の望ましさ」の双方の成立が必要であるという点とを踏まえると、次の四つに整理されるだろう。

- (a)保存されており、当人への開示は公益と整合的で当人にとって望ましい情報の「開示」
- (b)保存されており、当人への開示は当人ないし公益にとって望ましくない情報の「開示」
- (c)保存されてなく、当人への開示は公益と整合的で当人にとって望ましい情報の「保存」
- (d)保存されてなく、当人への開示は当人ないし公益にとって望ましくない情報の「保存」

⁹ 友岡（2014）は、情報の取扱いに関する国の行政機関の制度が、「個人情報保護」と「情報開示」に留まらず、記録に関わる「公文書管理制度」も加えた三つ組みとして運用されることを推奨している。

ありうる状況をこの四つに分類したとき、中心的に検討されるべきは、(a)と(c)である。というのも、(b)や(d)のような情報は、保存されていても「開示すべきではない」し、保存されていなければ「保存しなくてよい（現状どおり）」と考えて当面は差し支えないと考えるからである。対して、(a)と(c)については、相応の「開示」と「保存」について、相応の正当性——それが何であるのかは今後の検討課題の一つである——があるように思われる。具体的には、次のようなことが検討の必要な課題になるだろう。

■1. 「開示」と「保存（記録）」のコスト対策やリスク管理を踏まえた制度設計

(a)と(c)に対応するさいの、コストやリスクの問題である。社会的養護施設で生活する約3万人の児童たちのために、施設職員だけでなく外部の組織に対しても相応の金銭的、時間的、肉体的、精神的な負担をかけることになる。そうした負担を配慮し、効率的な制度を設計することが望まれる。

■2. 「開示」が「公益と整合的であること」および「当人にとって望ましいこと」の判断基準や、「整合性」と「望ましさ」を覆さないための対策の設置

(a)のような開示を(b)から切り離す論拠、つまり、ある情報が(b)ではなく(a)であることを示す基準を用意しなければならない。たとえば、「現在は公益に反しないが、公益に反する可能性のある情報」を事前に見極めるような基準が必要になる。もしくは、自身の自己情報として開示請求によって入手した生活記録が、当人自身や第三者によって、養護施設の批判につながるかたちで世間に公開される、といった可能性を事前に排除するような対策を講じておかなければならない。

■3. 「保存（記録）」が「公益に反しないこと」と「当人にとって望ましいこと」の判断基準や、「整合性」と「望ましさ」を覆さないための対策の設置

(c)のような保存を、(d)から切り離す論拠、つまり、ある情報が(d)ではなく(c)であることを示す基準の用意が望まれる。また、当人が保存を望まない場合や、保存した情報が当人が望まないかたちで利用されうる（施設の職員会議での利用など）ことが懸念される場合には、保存の是非、保存の方法、保存情報の利用方法といった点から検討すべきである。

■4. 「開示」の請求が妥当であることの基準の設定

(a)の実効性の基準を明確にしておくべきである。開示請求は、その請求の妥当性も重要になる。たとえば、どのような「目的」での開示請求ならば対応すべきか、といった判定基準を定める必要がある。

■5. 「開示」の範囲と主体の規定

(a)の状況で、「誰が」・「どのような裁量で」・「どこまでを」開示するのか、といった点での規定を与えておく必要がある。つまり、養育を担う組織や役職の特定や、一般家庭で親が児童に提供するであろう情報開示の範囲の特定である。また、施設間で移管され

る未成年児童にとっては、施設職員が代理人として自己情報の取得をすることになるため、その権限も考慮される必要がある。

■6. 「保存（記録）」の範囲の規定と、「開示を目的とした保存（記録）」の是非の判断

どこまでの情報を保存するかを考慮しておく必要がある。たとえば、児童の性格といった要素は、評価者の主観的要素に強く影響されがちであり、そうした要素を「児童の個人情報」として保存すべきか（もしくは別の扱いとして保存するのか）ということについて考えておくべきであろう¹⁰。

また、「開示」を目的とした「記録」の是非自体の是非についても、あらためて再考されるべきであろう。つまり、単なる「記録の開示」ではなく、「開示のための記録」といった、情報開示をあらかじめ目的とした記録保存をすることの是非である。というのも、医療記録や指導記録は、そもそも患者や生徒への開示を目的としたものではなく、疾病対策や教育実践の改善などの別の目的のために残されているものだからである。とりわけ、「当人に開示するための記録」という配慮は、場合によっては、当人の望まない仕方として作為性を帯びたかたちで「記録」を保存することにもなりかねない。また、「情報収集」が重視されるあまり、不自然なまでに過剰な情報収集がなされることもありうる。そうしたことの是非についても考慮されるのが望ましい。

なお、以上で考えたケアリーバーを含めた情報開示と情報保管の問題の難しさは、そもそもどのような情報を対象とすべきなのかが、ケアリーバーから開示請求がなされてから明らかになるようなかたちになっており、対象情報の内実を事前に捉えることが難しいことに端を発していると思われる。よって、実際のケアリーバーの苦慮に寄り添いつつ、制度上の保護対象としての「自己情報」とは何かを定式化するための作業が、別途必要になるだろう。

4-5 結語

ケアリーバーへの情報開示と記録保存の問題は、わが国では国、地方自治体、民間施設、という各層に横断している点において、また、「保護」「公開」「記録」という三つの側面にまたがるという点において、それ単独で興味深い問題を提起している。以上で提示したような論点を問いながら、行政や個々の養護施設が、意見交流しつつ、それぞれの場面での指針を考えていくことが望ましいと考える。

¹⁰ 児童に対して大人が与えた評価として記録されていた文言が、児童自身の個人情報として判断されることは、たびたび起こる。たとえば、当該自治体の条例で「個人の「思想・信条」は取扱い禁止の個人情報である」とされていたために、教員が指導要録に記載した児童の性格についての記述（偏見的正義感が強い）でさえも「違反項目」として削除対象とされ、この指令の適切さを巡って争われた事例がある（湯浅（2014）, pp. 65-66）。

第5章 生育情報管理の最適なかたちをどう考えるか¹

社会的養護児童に関する生育記録は、児童のアイデンティティ形成に実質的に貢献することから、今後ライフストーリーワークなどの取り組みの中で積極的に活用されていくことが期待されている。しかし、生育記録保管について統一的な制度が十分に整備されていない現状は、そうした活用に不都合であるとの声が、実地の支援者からあがっている。とはいえ、そもそも当該記録をそのように活用することについては、記録目的や記録内容の性質上、開示と保管に関して配慮を要するいくつかの論点が存在する。それゆえ制度改善を推進するには、そうした論点を配慮しつつ、支援者側で制度改善の必要性を説得的に提示しておくことが望ましい。以下では、とりわけケアリーバー（措置解除者）のための情報提供に主題を限定し、論点整理を試みたうえで、そうした制度改善の根拠となる必要性をどのように考えていけばよいのかについて、「権利」という観点から方向性を探る。

5-1 導入：社会的養護児童への生育情報の問題と考え方

「社会的養護」とは、諸事情（虐待からの保護や非行に対する補導）により、家庭で適切な養育が受けられない子ども（「要養護児童」）を、行政（国、自治体）や民間の支援によって養育する仕組みのことである。養育の形態には、施設養護と家庭的養護（里親制度）とがあり、年齢、心身状態、境遇などの諸要因によって、対応や管轄・施設は細分化されている。我が国の社会的養護児童の現員 4 万 6 千人（2016 年 1 月調べ）のうち、3 万人が公立・民間の施設で生活している現状にあるが、厚労省の方針としては、近年では家庭的養護を中心とした対応にシフトしていくとされている。

社会的養護児童のうち、例年 7~8 割が高等学校卒業年齢の 18 歳になる年度末で施設を出所したり里親との生活を離れたりする現状にあるが、そうした年齢で「ケアリーバー」（日本語では「養護経験者」や「措置解除者」とも称される）に自立を強いることの問題がたびたび指摘されている²。

¹ 本章は壁谷 (2017a)を元にしてしている。当該論文は、2016 年 11 月 26 日に行われた JaSPCAN おおさか大会におけるシンポジウム S-64「社会的養護における記録保管とアクセス支援～ケアリーバーへの支援も視野に入れて～」における発表内容（「ケアリーバーにとっての生育情報管理をどう考えていくべきか——生育情報管理に関する公的制度改善に向けて」）を部分的に論文化したものである。発表準備にあたり、徳永祥子（日本財団）、阿久津美紀（日本学術振興会特別研究員・学習院大学）、笠松聡子（国立武蔵野学院）の登壇者三氏との打ち合わせ、および、子どもの権利に関する大江洋氏（岡山大学）による助言から多くを学ばせていただいた。各氏に感謝申し上げる。但し、本稿の文責は不備を含めて執筆者にあることを断っておきたい。

² 社会的養護においては、必要に応じて 20 歳未満の間は施設養護や家庭的養護を受けられることになっているが、「児童」が 18 歳未満と定義されていることもあり、毎年、全体の 7~8 割程度を占める大半の児童が 18 歳になると施設や里親の元を離れる現状にある。そうした問題を踏まえ、20 歳まで退所期限を延長できる措置や、保証人確保支援策など（第 4 章注 4 を参照）が進められている。また、退所後を見据えた生活能力の習得を、社会的養護期間のうちに支援する試み（「キャリア・カウンセリング・プログラム（CCP）」）も期待されている（井出 (2014)）。

たとえば、社会的自立の第一歩となる就職活動や住居の賃貸契約手続きにおいて、保証人として頼れる身寄りがいないことや、就職につながる学歴や知識や専門技能を得るための学費をまかなう金銭的余裕がないことから、当人の人生のあり方が、同等の年齢の若者に比べ、大幅に制限されたり、望んでいないあり方を強いることになりやすいからである。そうした経済的不都合や社会生活上の不都合に加えて、ケアリーバーは一般に「自己情報」に関して固有の困難を経験しやすいことも指摘されている。

一般家庭で育てられた人にとって、自身の出自や生育履歴に関する自己情報は、自然に獲得されるものであり、その意義は自覚しづらい。しかしそうした情報は、人間関係を捉え直しに貢献し、自己肯定感や人生の意味付けに大きく寄与している(壁谷 (2016a))。にもかかわらず、現状の社会的養護の仕組みでは、社会的養護を経たケアリーバーがそうした自己情報に接することは困難である。施設や里親の移転を繰り返したために自分の生育過程を継続的に見守ってきた人物が元から存在しなかったり、存在していても当時の施設から異動していたりすることがあり、また、施設に残された生育記録が制度上の理由により処分されていたりするといった事情により、自身の生育情報にアクセス不可能な状態を強いられることが少なくないからである。さらに、記録保管に関する事情以前に、開示請求に応答する制度も不整備であるため、仮に生育情報の記録が物理的に提供できるかたちで完備されていたとしても、対応のあり方は施設や里親の裁量に委ねられることになり、個々の養育者側への責任負担が増えることにもなる。

記録保管および開示請求についての制度的不備には多々の要因が考えられるが、主たる要因は対象情報が基本的に個別のかつ事後的に判明することにある。ケアリーバーにとって措置解除後にいかなる生育記録が必要になるのかは、当事者個々人や個々の状況においてさまざまである。それゆえ、記録保管すべき情報がなんであるのかは、一般論によって汲み尽くすことは難しく、たいてい事後的に、当人からの開示請求を受けてから判明することになる。

さらに、別の要因として、社会的養護児童にとっての生育情報の意義は多面性をもち、その記録保管に求められる役割に額面以上の事柄が読み込まれやすいことが挙げられる。生育記録保管にはその表現が意味する事柄以上の役割が期待されやすいのである。社会的養護児童は、一般家庭で育った人たちに比べて、社会的養護児童は理不尽な仕方で多くの生活上の不都合に遭遇している。そうした不平等の是正を社会的養護の務めとして考えるならば、一般家庭で育った「非ケアリーバー」と同程度の生育記録——写真や日記や手紙など——をケアリーバーに提供しなければならないことになる。だが、前述のとおり、社会的養護児童にとっての生育情報の必要性は、社会生活上の理由だけでなく、当人のアイデンティティに関わる心理的影響にも由来している。たいていの社会的養護児童は、非ケアリーバーであれば日常生活で肉親や親しい人たちから自然と得ることが期待される情報を欠いており、アイデンティティに関わる心理状態に対して、望ましくない影響を受けているからである。この点を重視するならば、「社会的養護児童に必要な生育情報」は、写真や日記などの生活記録にとどまらず、非ケアリーバーが生育過程で自然と得てきた情報まで含んで理解されることになる。しかし、私見では、この理解は生育記録保管の本来の主旨を超えた過剰な期待に基づいており、それに従って制度化を目指すならば、制度の実装化を遠のかせる結果になる。生活内で自然と得られてくるべ

きだった情報は、それが特定される状況や様態が不定であり、それらをすべての社会的養護児童に対して一律の制度下で、将来の措置解除時に提供可能な仕方で記録保管していくには、資金、労力、設備、時間などに無尽蔵のコストを背負うことになり、現実的な対応はほぼ不可能である。「生育記録保管」に（しばしば）期待される過度な要求と現実的見込みとのこうした解離が、制度化を阻む第二の要因であると考ええる。

以上をまとめれば、社会的養護児童の生育記録保管の制度的不備の主な要因には、対象情報が個別的・事後的に判明するため一般論で汲み尽くすことが困難であること、また、「生育記録保管」の意義が過剰な要求のもとで理解されうることとの、二つが考えられる。これら二点は、記録保管の対象情報が曖昧であることに由来している事柄である。さらにこうした曖昧さの背景にあるのは、記録保管の必要性に多義的な解釈の余地が残されていることであった。よって、生活記録保管の制度化のために現段階で重要なのは、記録保管の対象情報はなんであるのかを、記録保管の必要性の根拠（なぜそれを記録保管すべきなのか）とともに確定しておくことが重要である。この作業は、単に児童にとって「重要」であるだけでなく、記録保管が「必要」な生育情報の存在を明示することになり、記録保管制度の改善要求に説得性を与えることに貢献する。

そこで以下では、記録保管が現にケアリーバーに対してどのような意義をもっているのかを制度的問題とともに概観したうえで、「記録保管が必要な生育情報」をどのような根拠のもとで明確化すればよいのかを考える。

5-2 ケアリーバーへの情報提供の意義と制度的問題

二つの事例紹介を通して、さらに具体的にケアリーバーへの情報提供に関する論点を確認することにしよう。

〔事例1〕ある少年は、複雑な家庭環境で生まれ、乳児院の段階から社会的養護を受けて育つ。児童福祉施設に移管後は問題行動を重ね複数の施設を転々とし、最終的に児童自立支援施設で過ごす。措置解除時には、地方都市での就職が決まった。児童自立支援施設を離れるさい、施設のある職員が、彼の生活してきた諸施設に連絡をとり、写真や日誌などの生育記録を個人的に収集し、記念品としてまとめ本人に寄贈したところ、とても喜んでいた。（現場職員の経験談から再構成）

〔事例2〕ある男性は、出生後、乳児院に措置され、養護施設（現児童養護施設）に移管され、中学卒業後、建設会社などの四つの職場を転々として計17年間就労する。45歳のときに生活保護受給を開始し、特例福祉アパートに入所する。46歳のとき、生活保護担当者が男性に知的発達の遅れを感じたため、就労支援のために愛護手帳の受給を勧めようと、男性の生育歴を児童養護施設に問い合わせるが、公文書取扱いに関する市の条例に従い、生活指導記録は30年で破棄されていた。しかし、生活保護担当者が、当時の児童養護施設職員二名に個人的に連絡をとり、学業生活や身辺自立など男性の当時の日常生活の様子を聞きとり、証言書を作成・提出することで、愛護手帳の取得に至った。（こどもサポートネットあいち（2013）より一部改変して抜粋）

論点 1. 分散管理と制度の不統一

まず、二つの事例に共通してうかがえるのは、生育情報管理に関する制度的な不備である。社会的養護の実施形態には大きく分けて施設養護と里親養護とがあり、さらに施設養護は、児童の年齢、心身状態、境遇などに応じた配慮ができるように管轄・施設は細分化されている³。児童の居所は、社会的養護開始時に児童相談所（H28 年度調べでは全国に 209 機関が存在）を介して行われるが、そのあとの居所も一箇所ではなく、児童の年齢、素行、実親との関係の変化などの諸事情により、別の施設や形態に移管されたり、実親との生活を復帰したのち社会的養護を別の施設や形態で再開したりするといったことは少なくない。それゆえ、一人の児童について社会的養護の過程で記録される生育記録は、一箇所で連続的に保管されているとは限らず、ある時期に限定した断片的なかたちで複数の施設や里親に分散していることがかなりある。そうした場合、各施設ごとに保管方法や保管期限が不統一であることから、[事例 1] のように一人の児童の生育履歴を収集するのに職員は相当の労力を強いられ、施設側も申し出に対してその場限りの特別の対応を迫られることになる。さらに、[事例 2] のように、保管期限を経過した後で開示が必要になる場合があり、期限を設定すること自体を問題視する声もある⁴。とはいえ後者については、当人や支援者が記録保管期限を知らされないまま破棄を迎えてしまった事実も無視すべきではない。生育記録保管期限について統一的な制度が確立していれば、破棄前に何らかの対応がとられたかもしれないからである。

論点 2. 対象情報の多様性

もう一つ、双方の事例の相違として読みとるべきは、生育情報の記録保管の意義（開示請求の目的）と対象情報の多様性である。[事例 1] で登場する生育情報は、自身の生育履歴に対する児童の肯定的な感情を強化し、当人の人間らしい生のあり方に貢献する、人生の質（QOL）に主に関わるものである。たとえば、施設生活で経験したイベント時の思い出となる写真、手紙、日誌などである。しかし、その情報提供が、当人の生活水準に直接的な影響を及ぼさないという点では、社会的養護の責務の範囲に含まるか否かについて議論の余地が残される。その点で、この事例でなされているのは児童のことを配慮した施設職員による自主的な（ボランティアな）支援であると言えることができる。他方で、[事例 2] で生育情報の開示が必要とされたのは、当人の生活水準に関わる社会制度にとっての重要性からである。このように、生育情報の開示請求は、当人の心理面にもたらす意義のみに由来するのではなく、安定した生活を営むための社会制度上の必要性にも由来することもある。厳密には生育情報とは言い難いが、児童の来歴に関する情報まで広げて提供対象を考えるならば、心身状態や病歴を示す記録以外にも、肉親に関する情報や虐待記録などもこの種の情報に含まれよう。

³ 国内の社会的養護関連施設（施設数、現員数）は以下の通り（厚生労働省（2014b））：児童養護施設（602 施設、27,828 人）、乳児院（134 施設、2,939 人）、情緒障害児短期治療施設（43 施設、1,358 人）、児童自立支援施設（58 施設、1,397 人）、母子生活支援施設（243 施設、5,766 人）、自立援助ホーム（123 施設、486 人）、児童家庭支援センター。

⁴ なお、この調査報告書によれば、社会的養護等に入所する当事者の生育歴が 30 年で抹消される現状は、「人権侵害」であるとされている。だが、そうした仕方で「権利」に訴えることは、後述するように多くの問題を巻き込むことになる。「権利」は規範性と普遍性を強く担った概念であり、慎重に用いなければならない。

また、開示請求の「対象情報」という観点を離れれば、社会的養護の中で関わる「記録」にも多様性があることを加味すべきだろう。日誌や面会記録などの社会的養護内で生成する記録だけでなく、母子手帳や家族構成などの社会的養護に先行する場所から移管される記録（家から来る記録）や、措置理由や住民票などの公的記録（児童相談所から来る記録）、家族や当人などに関する裁判記録（家裁から来る記録）、などである。私見では、現状の社会的養護の中では、こうした多様な「記録」のいずれも開示請求の対象となりうる可能性は残っている。適切な開示請求とはどのような場面であり、どこまでの情報を開示することが許され、また、どこまでを開示すべき（するのが望ましいか）かについて、制度的制約も共通了解も存在していないように見えるからである。すると、前段落で見た開示の意義（開示請求の目的）の多様性を踏まえるならば、それらあらゆる情報のいずれに対しても、じっさいに開示請求がなされる可能性は多いにあり、それゆえ記録保管の対象となることもありえよう。

よって、二つの事例を用いて確認されたのは、次のことである。わが国の現状の社会的養護では生育情報は諸機関に分散管理されており、統一的制度が不在であることや、保管期限が定められていることの問題がある。また、生育履歴の開示請求に期待される意義は多様性があり、社会的養護の中で保管されている「記録」も多様性がある。したがって、現状は、一方では制度の不在ゆえにさまざまな不都合が指摘されており、他方では生育情報の記録保管の意義の多様性を受け入れつつ、保管対象となる生育情報の内実を不定にしていることになる。1節で述べたように、この両側面は強く相関している。制度が不在であるのは、「何を」扱う制度なのか、つまり対象情報の内実が不定だからである。そして私見では、その不定性は、「なぜ」それを扱う制度が「必要」なのか、つまり生育情報の記録保管の「必要性」が曖昧にされてきたために生じており、さらにその曖昧さは、記録保管の「意義」がもっぱら重視されてきたことに起因している。記録保管の「必要性」は、その「意義」とは別だからである。[事例1] で見たように、生育情報の中には、記録保管の意義は確かにあるが、記録保管が必要<ではない>情報はたくさんあるだろう。そうした情報は捨象し、記録保管の意義だけでなく必要性ももつ情報に限ることで、規定される対応を明確にし、制度化への推進力を増すことにもなるからである。

そこで、記録保管制度を準備するにあたり、第一に記録保管の「必要性」について共通了解をとり、そのうえで対象情報が何であり、それをどのように保護するのかについて具体的制度を策定していくことが適切であると考ええる。以下、記録保管の「必要性」を、「権利」という観点から捉え直し、根拠と内実を考えてみたい。

5-3 生育情報を記録保管してもらおう「権利」とは何か（どう考えるか）

社会的養護期間を終えたケアリーバーに関する生育情報を、将来の彼らの開示請求を踏まえて記録保管しておく「必要性」は、彼らの「権利」の問題として捉え直すことができる。社会的養護の側でそうした対応をとる必要性は、「権利」が含意する「義務」と見なせるからである。では、それはケアリーバーのどのような権利なのだろうか。大き

く分けて二つの理解の方法がある。一つは、[A] 現下の法制度内で存在する「権利」として理解する方法、もう一つは、[B] 既存の制度上は存在しないが未出の「権利」として、権利概念の一般的要素に依拠しつつ、制度上で新規の権利を準備する必要性と合わせてその内実の理解を与える方法とである。前者の候補として、①自己情報コントロール権、②子どもの権利、③その他の権利（子どもの成長発達権、自律権など）があげられる。後者については、④「権利」不利益からの救済と、⑤不平等の是正、という二つの側面から検討してみたい。

(1) [A]-① 自己情報コントロール権

自己情報コントロール権とは、「プライバシー」概念の一解釈として登場した発想であり、自己情報の収集や公開などについて情報主体が能動的に関与する制度的な余地を意味する。この発想によれば、ケアリーバーにとって、自己の生育記録は自己情報の一部であるのだから、その開示請求は正当に応えられるべきものであり、そのためには社会的養護の最中——「インケア in-care 段階」——での生育情報の記録管理がなされることも正当な要求と見なされることになる。じっさい、開示請求権に関しては、多くの自治体で公文書に対して保護される方向にあり、公立学校や公立病院などに保管された公文書の本人開示請求権を認める判例が確認されている（皆川（2002; 2010））。

この考えに訴えたとき、一つの論点となるのは、生育情報の収集過程を含めた記録保管についてのあり方である。というのも、記録保管されうる自己情報の中には、当人が自己アイデンティティの内に含むことを拒否するものがあり⁵、自己情報コントロール権に従うならば、事前にそうした情報は収集対象から除外されるか、事後的に「収集されるべきでなかったもの」として消去しなければならないことになるからである。しかし、前者に関しては、生育場面で養育者が接する児童の身辺情報のうち、当人のアイデンティティのうちに含まれる情報が何であるのかをある時点で確定することは不可能であり、実現が見込めない対応であることが指摘できよう。その内容が将来変化する余地は常に残されるからである⁶。よって、自己情報コントロール権に依拠して生育情報記録保管の必要性を理解するならば、情報削除権（忘れられる権利）も一定のかたちで認めなければならないだろう（cf. 壁谷（2015b）（当報告書補論））。

また、もう一つの論点は、自己情報の集約管理の是非に関わっている。昨今では個人情報を集約管理に伴うリスクが危ぶまれ、社会的に分散管理が好まれる方向にある⁷。もし、すべての生育情報が当の児童に紐付けられ、複数の移管先をまたいだ児童の生育情報もすべて一元的に辿れる仕方で管理されていれば、収集の利便性は高まるが、現員の（インケア段階の）社会的養護児童やケアリーバーの意に反した収集や、養育者の当座の職務上の必要性以上の収集を容易にするという点で、児童のプライバシーが脅かされ

⁵ たとえば池上（2015, pp. 109-112）は、施設養護を終えたあと、施設養護者としてのアイデンティティとは別に、大学卒という新たなアイデンティティを獲得することの利点を指摘している。これはアイデンティティの刷新（いわゆる「ロンダリング」）を推奨する見解とも言えよう。

⁶ 元々「プライバシー」概念の分析として「自己情報コントロール権」という発想に訴えることに対しては、「（自己）情報」に対する操作に訴えている点で、「プライバシー」概念に原初的に含まれる「放っておいてもらう権利」の要素を汲み尽くせていないことが指摘されている（土屋・大谷（2014）, pp. 93-94）。

⁷ 2015年に施行されたマイナンバー制度に対し、わが国で呈された反感を思い出されたい。

る可能性も高まるだろう⁸。

それゆえ、集約管理についての是非や、管理方式に関する児童自身の裁量の余地について考える必要が生じることになる。

(2) [A]-② 子どもの権利

「子どもの権利」とは、国連で 1989 年に採択された国際条約「子どもの権利条約」に由来する概念であり、児童の生育情報（とくに出自情報）を「知る権利」の根拠として、しばしば第 7 条と 8 条の条文が援用される⁹。具体的には、第 7 条の「できる限りその父母を知る権利」¹⁰と、第 8 条の「身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利、不法に奪われた場合に回復するための援助・保護を受ける権利」とである。以上の「権利」を生育情報管理制度の推進論拠とすることには、少なくとも二つの論点が存在する。

第一に、ケアリーバーに有益な制度を推進するさいの有効性である。ケアリーバーは 18 歳以上の、社会的養護児童であることを終えた人たちであり、「子ども」ではない。よって、「子どもの権利」を推進論拠とするならば、インケア段階での対応に限った制度化を目指すことになる。つまり、現在インケア段階にある社会的養護児童の生育情報管理に限定した制度を推進する論拠にしかならず、現在すでに措置解除されているケアリーバーは、その制度の直接的な対象から除外されることになる¹¹。

第二に、これらをケアリーバーに対して適用するとき、条文内のいくつかの表現と抵触するように見えることである。そうした表現の一つは、第 7 条の「できる限り」とい

⁸ ソローヴ (2013, p. 163)は自己情報の「集約」の問題を次のように説明している。「集約は、予期せぬ仕方でデータを組み合わせ、従来だったらたやすく知ることができなかった個人についての事実を明らかにする可能性がある……。人々はさまざまな状況で情報の断片を渡すが、これらの情報はそれぞれの文脈の中で彼ら自身についてごくわずかな事実を明かすだけにすぎない。……しかしながら、これらの断片を統合すると、集約した者はその個人の生活についてははるかに多くの知識を得ることができる」。

⁹ 条文は以下：〔第 7 条〕「1. 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。2. 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1 の権利の実現を確保する」。〔第 8 条〕「1. 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含む身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。2. 締約国は、児童がその身元関係事項の一部または全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える」。 http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html#1 [2018 年 3 月 29 日アクセス]

¹⁰ 正確な表現は「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利」である。なお、第 7 条がこの文脈で関わるのは、もっか主題としている記録保管の対象となる生育情報には、実親に関する情報も含まれるからである。

¹¹ これと同等の考え方は、生殖補助医療で生まれた児童に関してしばしば争点となる「出自を知る権利」にも適用されると考える (cf. 才村 (2008)、歌代 (2012)、非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ (2014))。その「権利」を是認する制度が施行されたとしても、権利が是認されるのは制度施行後に誕生した該当児童であり、施行以前に誕生した児童に対しては対象外とされるのが順当な筋道であり、彼ら・彼女らに対しては別の論拠や措置を考えるのが適切な対応であるように思われる。じっさい、スウェーデンの人工授精法 (1984 年) は、精子提供者情報の開示請求権 (第 4 条) を認められる対象者から、本法施行前の精子提供によって誕生した児童を除外する旨を断っている。(有志による該当箇所の訳文は以下で閲覧できる。

http://www.senshu-u.ac.jp/School/horitu/researchcluster/hishiki/hishiki_db/ivf.reform.8.html [2018 年 3 月 29 日アクセス])

う例外の余地を認める文言である。生育情報管理制度にコストなどの問題が指摘されれば、たとえ正当であっても「できない」要求として、児童の生育情報の知る権利は失効するかもしれない¹²。また、第 8 条の「不法に干渉」や「不法に奪われた」という文言に、自身の生育情報管理に対するケアリーバーの現状が適合するかにも疑問が残る。もし、こうした文言も、生育情報管理制度の推進論拠と整合的に解釈するのであれば、それは通常とは異なる解釈を割り当てていることになり、その解釈の妥当性が問われることになるだろう。

(3) [A]-③ その他の権利：子どもの成長発達権（学習権）など

その他の権利としては、「子どもの成長発達権」（学習権）や自律権などが考えられる。前者については、「子どもの権利」と同様の理由でそのままケアリーバーに対して認めることは難しいだろう。しかし、インケア児童に対するケアワーク（「ライフストーリーワーク」など）に必要な生育情報収集の根拠にはなりうると思う。自律権などのその他の権利についても、もっかの主題との関連は今後の検討課題としておきたい。

(4) [B]のグループ：「権利」（④不利益の回復&⑤不平等の是正）の再解釈

次に、[B]のグループ、つまり新規の「権利」として理解していく方向を検討しよう。そのさい、「権利」概念の再解釈を介することになる。「権利」という基礎概念を定義することは差し控えるが、社会的養護を経た人たちへの特別な対応の必要性を訴える文脈で言及される「権利」概念の中心にあるのは、「不利益の回復」と、「不平等の是正」という二つの発想と言えるだろう¹³。これらは独立の発想ではあるが、多くの場合で相関し、「不平等ゆえに被る不利益を回復してもらうために、不平等を是正してもらう資格」といった意味で「権利」を特徴づけている。そこで、これら二つの発想——④不利益からの救済と⑤不平等の是正——に留意しながら、ケアリーバーへの情報提供制度の論拠になりうるか検討してみよう。

まず、二つの発想ともに訴える特徴づけに対して論点となるのは、社会的養護を経た人たち<のみが>（＝不平等な仕方）で被る生育情報に関する不利益とは何なのか、である。少なくともそうした不利益の候補には、三つの類別ができるだろう。

一つは、「(i)生育情報の欠如によって生じる社会的不利益」である。[事例 2]のように、知的障害を示す証拠が破棄されていたために愛護手帳の受給ができなかった、とか、虐待記録が入手できなかったので告訴ができなかった、といった状況や、さらには、取引先との酒席で自分の出生地についての会話ができなかった、などといった状況もこの類の不利益が生じている状況に含まれる。

第二には、「(ii)生育情報の入手に関する障壁」である。施設入所時の家族構成を施設の養育記録に問い合わせなければならない、とか、養育記録が分散されていたので代理

¹² この条文は、「出自を知る権利」などの論拠として援用されるが、生殖補助医療などで「やむを得ない事情」ゆえに権利が認められない場合について規定している点も忘れてはならない。前注参照。

¹³ 「権利」概念自体についての分析は多くの側面からなされるが、権利論の主要な対立は、それ自体を利益とする見方（利益説）と、他者に対する制約をかける力能とする見方（力能説）の間でなされてきた。本文における④と⑤の論点は、利益説と力能説に対応すると考えられるが、精査が必要である。

人による収集が手間どった、といった、一般家庭で育った人たちには不要なコストをかけなければならないことが挙げられる。

第三には、「(iii)生育情報の入手不可能性自体がもたらす心理的害」である。生育情報がわからないという事実が当人に与える欠如感や、生育情報を記録してくれる人がいなかったことへの孤独感などである¹⁴。

ここで考えるべきは、以上の三つは、本当に社会的養護を経た人たちに「不平等な仕方」で生じる不利益、つまり、彼ら＜だけが＞被る不利益であるのかである。しかし、非ケアリーバー（一般家庭で育った人）であっても、天災などのたまさかの不幸や自身の手違いにより、生育履歴に関する記録を失い、(i)と同様の不利益を被ることがあるだろうし、生育情報の入手の障壁を被ることもあるだろう。彼らを救済することなく、ケアリーバー＜だけを＞救済する「権利」だとしたら、その根拠は何であるのかを明確にしなければならない。また、(iii)についても、非ケアリーバーが被ることはなく、社会的養護を経た人たち＜だけが＞被る不利益だと言うためには、相応の論拠を示さなければならないだろう。

(5) [B]-④「不利益の回復」についての独立の論点（これのみを重視する対応の問題）

ところで、「不利益の回復」の発想のみによって「権利」を理解した場合はどうだろうか。それは、「社会的養護を経た人たちはその境遇からして、一般家庭で育った人たちにはない多くの不利益をすでに受けている」と考えることで、その不利益の回復的措置として「権利」を認める対応になる。つまり、そうした多くの不当な不利益の回復のために、生育情報の保管に関しては、手厚い保護を受ける権利があるとする対応である。これは「アファーマティブアクション」と一般に称される対応であるが、こうした回復的措置をとるにしても、その妥当性（なぜアファーマティブアクションがなされる必要があるのか）について別途根拠が必要になる。そして、回復的措置の妥当性の根拠を示すには、「不平等」の発想に訴えることになると思う。逆に、根拠を不問にする限り、社会的な権力関係や当座的な民意によって誤った方向や過剰な逆差別に進むことへの危惧が残されている。

(6) [B]-⑤「不平等の是正」についての独立の論点

また、「不平等の是正」の発想についても、「不平等」の捉え方に曖昧さが残されており、配慮の仕方を明確にしておく必要がある。

現在、国内の15歳以上の児童数は1617万人超（総務省（2015））であり、18歳未満の未婚の子をもつ世帯数は1209万（内閣府（2013））にのぼる。よって、社会的養護児童の現員数が4万6千人であるのに対し、国内の一般家庭で育つ児童は1617万人超存在している。そこから単純に見積もって、18歳以上の人口でも、非ケアリーバーの数のほうがケアリーバーよりも圧倒的に多いはずである。そうした大多数のうちにも、生育情報に関してケアリーバーと同等の問題を抱える人々が一定数存在するだろう。すると、

¹⁴ (i)と(iii)は、以下の関係と類比的である。(i')お金がないことによって生じる不利益（ほしい本が買えない）と、(iii')お金がないこと自体がもたらす心理的害（安心できない、希望がない）とである。

ケアリーバーへの生育情報制度の論拠となる「権利」は、ケアリーバーに限定したのではなく、1617万人超の児童や、一般家庭で育った非ケアリーバーに対しても認められるべきであるかもしれない。こうした配慮をすると、「不平等」を、一般家庭で育った非ケアリーバーとケアリーバーとの対比で捉える考え方が、不当なことになるだろう。むしろ、争点となる「権利」は、社会的養護の中にとどまらず、非ケアリーバーも対象に含めた社会制度として認められることが正当なものに思われるからである。

しかし、このように考えていけば、当該の「権利」はケアリーバーと「一部の」ノンケアリーバーだけに認められる事柄ではなく、「すべての」国民に認められる事柄になっていくだろう。というのも、ほぼすべての人は、当人に欠如している生育情報をもつからである（幼稚園のコマ回し大会での自分の順位、4年生の10月1日の給食メニューなど）。その場合、さらに問題となるのは、生育情報の多くは当人や近親者だけでなく、他人との関係性も含んでいるため、記録保管を公的制度として認めることに対して、当人以外の人たちのプライバシーを配慮する必要があることである（幼稚園の担任の氏名、通学路沿いの住宅の家族構成、5年生の秋の遠足でのバスガイドの氏名など）。

よって、そうしたかたちの非ケアリーバーへの「権利」を排除するかたちで、かつ、ケアリーバーだけが被る「不平等」の是正措置として、生育情報の記録保管の「権利」を考えていくことが重要になる。

5-4 暫定的な結論

以上、ケアリーバーのための生育情報管理制度を推進するにあたり、問題の考え方と推進論拠となる「権利」について論点の確認を行った。それを踏まえ、暫定的な結論として私見を提示しておきたい。

まず、生育情報管理制度は、ケアリーバーに多面的に関与しており、いくつかの「権利」に訴えつつ、同時に「権利」概念の中心にある「不利益の回復」と「不平等の是正」という発想を再解釈しながら必要性を示していくことが有効に思われる。一つには、18歳以上の人の「自己情報コントロール権」に訴えることである。つまり、自己情報コントロール権の保障として、また、不平等ゆえに被る不利益の回復措置として、必要性を述べていくことである。第二には、「子どもの権利」の問題として、現員の（インケアの）児童への対応として考えていくことである。また、後者の作業において、「子どもの権利条約」からはいったん距離をとり、「子どもの権利」とは何かを、わが国の制度内の概念として再定義していく作業が重要であろう（c.f. 大江（2004））。それは、「子どもの権利条約」の中に登場する、「子どもの最善の利益」という発想について反省を促すことにもなるからである。重要なのは、「子どもの最善の利益」に＜十分な＞対応ではなく、＜必要な＞生育情報管理に焦点化することである。最善の利益の享受は、当人の自助努力にも依存するのであり、「権利」の保障範囲は、その努力を不当に妨げないことだからだと考えるからである。それは、「最善の利益」を享受するために＜必要な＞情報とは何かを、＜十分な＞情報や＜重要な＞情報と切り離して明示することに貢献するだろう。

また、現在のケアリーバーへの対応は、現状の制度内での対応の中で行うしかなく、制度改善の問題は、現員の（インケアの）社会的養護児童についていずれ生じうる可能

性への対応として考えていくのが適切であろう¹⁵。またそのさい、[事例1] で見たような、記録保管制度化の管轄外での職員によるボランティアな対応を排除しないかたちで制度設計を行っていくことも忘れてはならない。「最善の利益」の享受に＜必要ではないが重要な＞情報も、もちろん無視されるべきではないからである。本稿の要点は、そうした情報の重要性を、制度化の推進の根拠から切り離しておく意義を強調することにある。これはその情報の重要性を否定することとは別のことである。

¹⁵ 具体的な制度設計のさいの課題として、壁谷 (2016b) (当報告書 4 章) では次の六点を指摘した：(1)「開示」と「保存（記録）」のコスト対策やリスク管理を踏まえた制度設計、(2)「開示」についての①「公益との整合性」と「当人の利益性」の基準と②その基準を覆さないための対策の設置、(3)「保存（記録）」についての①「公益との整合性」と「当人の利益性」の基準と②その基準を覆さないための対策の設置、(4)「開示」請求の目的の妥当性の基準、(5)「開示」の範囲と主体の規定、(6)「保存（記録）」の範囲についての規定と「開示を目的とした保存（記録）」の是非の判断。

【補論】 電子的想起と＜忘れられること＞の情報倫理

— Schönberger, *Delete: The Virtue of Forgetting in the Digital Age* を中心に —

インターネットによって可能になった電子的記録を介した想起（電子的想起）は、利便性だけでなく、自然な忘却を阻み、想起可能性を過度に増強してしまうという負の側面をもつ。Schönberger (2011)の中で提案される解決策を検討しながら、電子的想起の特性と「忘却」の意味を確認する。

1 ネット上で「忘れられる」こと

数年ほど前から EU 諸国を契機として「忘れられる権利」という概念が社会進出してきたが、それに先立ち、V. M. ショーンバーガーは、*Delete: The Virtue of Forgetting in the Digital Age* (Schönberger (2011)¹) で、「忘却」が情報社会で諸問題に対応するための鍵概念であることを指摘していた。以下では本書の検討を行うが、議論の中身に入る前に、あらかじめ彼が重視する「忘却」の意味を確認しておきたい。

さて、「忘れられること」という表現が、公的な概念として流通し、特に「権利」として制度的保護の対象となりうることで報じられたとき、多くの人は、少なからず違和感を覚えたはずである。日常的に「忘れる」ということは、正確には、何かを記憶に留めている状態からそれを「忘れている」状態への移行を指し、しかも、その移行は当人の制御下ではなく、不可抗力的に成立することがらであり、それゆえ、「忘れる」ことについて権利や義務を語ることが、日常表現に抱かれる直観と衝突するからである。すると、インターネット上の情報に対して「忘れられる」ことが問われるとき、それは日常的な意味とは異なる意味が顕現していると理解するのが自然である。では、その特異性とはどのようなものなのか。

この問いに答えるには、まず、日常的な意味の方を反省しておく必要があるだろう。「忘れる」の対比語は、「覚えている」であり、それは、誰かの心の中に蓄積された客観的事実や主観的経験を、「想起する (remember)」ことが可能なことを意味する。「想起する」とは、ショーンバーガーによれば、何らかの情報について、(i)その情報を長期的保管庫 (longterm storage) に入力する (commit) ことと、(ii)その情報を保管庫から呼び出す (recall) ことという二段階のプロセスに喩えて特徴づけられる (*Ibid.*, p. 18)。この特徴づけに従えば、日常的な意味で「忘れる」とは、「想起できなくなること」であるから、この二段階のプロセスを行う可能性がなくなること、具体的には、(ii)の「情報を保管庫から呼び出す」という可能性が消失するだと言える。そして、ここでの「可能性がなくなること」で意味されるのは、普通、当該の客観的事実や主観的経験を蓄積された人物の「能力の欠如」である。われわれが幼稚園の担任名や以前の電話番号や一昨日夕食の

¹ 本書の初版は 2009 年であるが、本検討が扱うのは 2011 年出版の第 2 版である。

献立を忘れるのは、自分の中に蓄積したそれらの情報を想起する能力を本人が欠いてしまったからである。

他方、インターネット上にアップロードされた情報について「忘れられること」が「権利」として問われるとき、そこで意味されているのは、(ii)の「可能性がなくなること」ではあるものの、主体の「能力の欠如」ではない。ここで「情報を保管庫から呼び出す」という可能性の消失として意味されているのは、情報に対して想起主体を到達不可能にすることであり、それは、主体において見出される事柄ではなく、主体の置かれた環境において見出される事柄である。よって、インターネット上の情報について問われているのは、情報に「誰かがアクセスする可能性」の有無であって、人が「想起する能力」の有無ではない。

インターネット上の情報に対して言われる「忘却」についてもう一点確認しておくべきは、ここでは、「想起する」ことの(i)の条件であった「情報を長期的保管庫に入力する」ということは関与しない点である。「忘れられる権利」が対象とする情報は、誰かがじかに経験したり見聞きしたりした情報に限られず、第三者によって提供される情報も含まれる (Enisa (2011)、European Commission (2012))。言い換えれば、その権利が制約をかける「想起する ((ii)の「呼び出す」に相当)」主体は、当該情報をいったん記憶した人物だけでなく、その情報に初めて接触する人物も含まれるということである。よって、前段落の記述と合わせれば、ネット上の情報に関して言われる「忘却」とは、(a)任意の情報に対して、(b)任意の主体が、(c)情報にアクセスする可能性の消失、を意味している。この三点は、「忘却」の日常的な意味にはないものである。というのも、日常的には、「忘却」とは「誰かがかつて見聞きしたり経験したりしたことを、本人が想起する能力を欠如していること」を意味するからである。

付言すれば、こうしたネット情報の「忘却」は、じっさいに誰かが想起するかどうかとは独立の事態である。誰かのところで「忘却」が成立しても、別の誰かに想起される可能性は十分に残されているからである。

さて、ショーンバーガーが本書で鍵概念として注目するのは、以上の意味での「忘却」である。しかしそれはまた、日常的な意味で「忘却」されることを目指したものでもある。以下、そこに辿りつくまでの彼の考察を、問題の分析 (Schönberger (2011), ch. 4)、六つの対応策 (*Ibid.*, ch. 5)、彼自身による解決 (*Ibid.*, ch. 6) の順に確認する。

2 電子的記録がもたらす二つの問題

ショーンバーガーは、デジタル機器に記録された情報(「電子的記録 (digital memory)」)と、それによる想起(「電子的想起 (digital remembering)」)がわれわれにもたらす脅威を、共時的側面と通時的側面の二つの次元から整理すべきだと考える。それぞれは「力の問題」と「時間の問題」と呼ばれ、彼は後者の深刻さを強調する (*Ibid.*, ch. 4)。

①力 (Information Power) の問題

第一の問題は、「情報に関する力 (Information Power)」に関するものであり、同時代を生きる誰かと誰かの間で成立する関係の中で出現する。典型的には、インターネット上

のサービス業者（Google や amazon など）とユーザーとの間で生じる問題である。サービス業者がユーザーの個人情報を収集すると、その個人情報の取り扱い、業者が一方的に担うことになる。ネット上で業者とユーザーとの間で交換される情報は（ごくまれな例外を除けば）電子化されており、個人情報が、第三者へ譲渡されたり漏洩したりする恐れや、そうした第三者や業者自身によって公開される恐れがある。こうした脅威は、ネット情報がもつ三つの特性に由来するとショーンバーガーは言う（*Ibid.*, pp. 101-112）。

第一に、「アクセスのしやすさ（Accessibility）」である。ネット上で公開された情報は、時間や距離や身分などの物理的・制度的な障害を乗り越えて、多くの人から閲覧や利用が可能である。

第二に、「耐久性（Durability）」である。ネット上にアップされた情報は忘れられにくい。電子化された情報の記録は一般に記録が容易であるため、一度公開された情報は、情報源から削除されても、別の誰かによって再公開される可能性が残される。

第三は「包括的に対象述定する（Comprehensiveness）」という特性である。ある対象に関する多面的な諸情報を、収集、保管、公開できるという性質である。これは、ハンドル名で使用していた動画共有サイトが、実名登録していた別の SNS サイトとサービス連携することにより、前者の閲覧記録や登録チャンネルなどが、自動的に後者のサイトで公開されてしまう、といった可能性や、実名公開していた書評サイトで言及した書籍情報が、オークションサイトで匿名公開していた購入履歴と重複が多いことから、後者での売買履歴が実名と紐づけられる、といった可能性を残してしまう。

以上の三特性は、ネット上でサービス業者に対して提供された個人の情報も同様にもち、それゆえ個人情報に対するコントロールを、情報主体であるユーザー自身から過度にとり上げたり、失わせたりすることにもなり、トラブルの契機となりうる。とはいえ、ショーンバーガーによれば、こうした困難に対してはすでにわれわれの社会は自覚しており、制度的にも技術的にも対応がとられている。むしろ、この問題にのみ意識が向けられており、もう一つの問題に対して意識されてこなかったことを彼は憂慮する。

②時間（Time）の問題

その第二の問題とは、電子化された情報が、以後の人々にとって合理的判断の妨げになりうることである。

たとえば次のような状況を考えよう。しばらく交流が途絶えていた友人から連絡を受け、喜んで近く再会する約束をしたあなたは、かつて待ち合わせた喫茶店名を調べようと彼とやりとりしたメール履歴を確認するが、履歴をたどるうち、双方の行き違い上の悶着から返答を滞らせてしまったメールがあったことや、その悶着以降、相手との関係が疎遠になった経緯などを思い出し、待ち侘びていたこれからの再会が憂鬱に見えてきてしまう、といった状況である（*Ibid.*, p. 113）。ここで今後のあなたの行為や判断は、過去の事実を想起したがゆえに、不要な制約を受けている。もちろん、過去の経験の活用は人間に有用な生存戦略の一つである。だが、過去の経験を過度に考慮しながら生きることも、不要な思考に捕らわれてしまうために、戦略として欠陥がある。

ショーンバーガーは、こうした「時間」の問題は、電子的記録の深刻な側面であり、とりわけ個人情報に関して大きな脅威であると言う。実害に至る場合として、LSD の使

用が違法でなかった時代に告白したその体験記がネット上で発見され、免職に追い込まれた大学教員 (*Ibid.*, pp. 3ff.) や、氏名の検索結果に表示される犯罪歴に気づかれ、隣人たちから突如冷遇された主婦などがあげられている (*Ibid.*, pp. 201ff.)。ほかにも、祖父がネットに公開している幼少時の自分の水着姿を恥ずかしく思う女性のように、心理的被害を受ける場合もある。いずれにしろ、過去に記録された自己に関する情報が、現在の自己にとって望ましくないものであり、それが当人の権限の及ばないところで公開されているとき、深刻な問題が生じていることは明白である。ショーンバーガーは、こうした問題の深刻さが、「力」の問題のそれとは別種であることを強調している。後者は、誰かと誰かの間の（典型的にはサービス業者とユーザー間の）「情報共有」という関係性や、「プライバシー」という概念を介して改善を見込めるのに対し、前者はそうではないからである。とはいえ、この語り口以上には、「時間」の問題の特殊性が何であるのかをショーンバーガーは述べていない。そこで私なりに補足しておけば、「時間」の問題の特殊性とは、対処すべき課題が、現に顕現する有害性ではなく、将来生じる潜在的な有害性であるために、明確な対策をとることがほぼ不可能なことだと言えるだろう。

3 六つの対応

以上の問題意識から、「時間」の問題への対応策が模索されることになるが、それに先立ち、電子的記録がもたらす脅威一般に対してとられうる対応を六つあげている。(*Ibid.*, ch. 5)。

(1) Digital Abstinence

まず、個々人の態度変更に訴える解決として、電子的記録に関する「節制」による方法がある。これは、他者に情報公開を強いるような電子的記録の使用を控えたり、情報提供のさいに慎重になることを促す解決である。制度的にも技術的にも特に外的な制約を介さずに、個人の自主的対応を求める解決である。しかし、データマイニングやプライバシーサーチといった技術から受ける多くの利便性を犠牲にすることになり、また、電子的記録のもたらす問題への解決として奏功するかは疑問が残される。

(2) Information Privacy Rights

次に、制度的解決として、情報主体に対して自己情報に関する請求権を、「情報プライバシー権」として法的に保護することで、個人にコントロールを与える方法がある。たとえば、情報共有の選択権、目的制限規則による、個人情報情報の再利用・共有の制限などである。これは堅固な解決ではある一方で、法整備の実現が困難であり、制度が施行されてもその実効性は不確実である。また、将来に対する保証がないという欠点がある。後者の例証として、1930年代、オランダが個人情報登録制度で収集したデータを、ナチスが占領後に収奪し、オランダ国内のユダヤ人狩りに利用した歴史的事実があげられる (*Ibid.*, p. 141)。

(3)Digital Privacy Rights Infrastructure

第三に、情報プライバシー権を実装化する技術的解決として、個人情報の安全な売買・授受のためにデジタル著作権管理（DRM）を利用する方法である。これは、個人情報取扱業者にとって、個人情報の利用を簡便化するため、歓迎される解決である。だが、「許容されうる利用」の外延の境界画定が困難である。そして技術破りの可能性は排除できない。また、不正ないし不適切な DRM 利用を監視する必要もある。さらに、個人情報の場合、DRM を適用するためのメタ情報を個々人が入力する必要があり、労力や技術習得の負担が生じる。以上のような欠点がある。

(4)Cognitive Adjustment

第四に、個々人の態度変更に訴える別の解決として、「永久に残る情報は無害である」というかたちに、電子的記録に関するわれわれの認識を変更させていく方法がある。この方法は、われわれの思考の向け変えのみしかコストがかからず、進化の過程で生じる環境適応という人間の基礎的資質に訴えており、特殊な仮定をとっていない。しかし、現実問題として、そのようにわれわれが適用できるのかという根本的な疑問は残される。

(5)Information Ecology

第五に、制度に訴える別の解決として、電子化して収集、蓄積、想起される情報の性質について法規的に制限を与える対応がある。これは従来のプライバシー関連の法規やガイドラインにも伺える対応である。この副次的効果として、制度的に電子化される情報量を縮小することで、社会全体のコストを下げることも期待される。しかし、制限を与える場合、遺伝情報などの難しいケースに配慮したルール作りがされやすく、限定した範囲のみに有用な制度設計に陥り、普遍性を与えづらいという困難や、現状を加味するルール作りがなされるため、将来、法規としての適切性を欠如するという困難がある。また、実情として、世界中で政治的・社会的にできるだけ多くの情報を保存していく傾向に反している。

(6)Perfect Contextualization

第六に、技術に訴える別の解決として、過去の出来事についての周辺文脈をすべて電子情報化し、記録する方法がある。つまり、情報が過去に公開・譲渡・記録されたときにどのような意図でなされたのかを後から正確に特定できるかたちで、当該情報に対して文脈的要素をメタ情報として付加するという発想である。これにより、電子的記録の不完全性を補完し、「時間」の問題は回避できる見込みが高くなるかもしれない。だが、文脈づけの対象となる要素を完全に網羅することができるかは疑問である。また、たとえそうした文脈的要素が保存できたとしても、その中から後年の人間が注意できる範囲はやはり一部分だけであることや、人間の意図をそのまま保存することは不可能であること（本の再読は毎回異なる解釈を与えうるという事実を、アナロジーとして援用する）などを考えると、不十分さは依然として残されている。「完全な文脈づけが情報文脈を再構成（recreation）しても、それはわれわれを過去に連れ戻してくれるわけではない（*Ibid.*, p. 167）」からである。

以上の六つの対応策のうち、最初の三つ（(1)、(2)、(3)）は、「力」の問題に対する解決であり、本書初版が出版された 2009 年までに採られてきた解決の大半はこちらに分類される。他方、(4)、(5)、(6)は、「時間」の問題に対する解決である。また、それぞれは、個人による解決（(1)と(4)）、法による解決（(2)と(5)）、技術による解決（(3)と(6)）として整理される。そして、ショーンバーガー自身は、(4)(5)(6)を包摂するかたちの方策を提示していくことになる。すなわち、「時間」の問題に適切に配慮したかたちでの、「人と社会の気づきの向上と、技術的道具立てと、支えとなる法制度とを組み合わせた解決（*Ibid.*, p. 169）」の提示である。これこそ、本書のタイトルにもある「徳としての忘却」という発想に基づく彼の応答である。

4 忘却の回復法

六つの対応の特徴と欠点を確認したあと、ショーンバーガーは電子的記録がもたらす「時間」の問題に対して、自身の解決案を提出する（*Ibid.*, ch. 6）。それに先立ち、二つの方針が示される（*Ibid.*, p. 168）。第一には、「完璧を求めず、課題の必要要件を確実に押さえた複合的でプラグマティックな解決を目指す」ということであり、第二には、「「時間」の課題には、追加的な創意工夫をしながらアプローチするのが効果的である」ということである。

この方針に従って彼が提案する対応策は、「情報の有効期限（**Expiration Date**）」という発想に基づいている。技術的な方策としては、電子的に記録された情報に対して、ユーザー自らが設定した有効期限を付与し、設定された時期になると自動的に情報が消去されるようにしておくことで、「情報の有限性」を実装化するという対応である。こうすることで、情報はある時点（期間）に結びつけられ、一定期間が過ぎると情報は情報価値（**information value**）を失うことになる。それは、昨日の新聞や、死語となった流行語が価値を失うことに似ているとされる（*Ibid.*, p. 171）。さらにこの技術を支えるために、制度的対応として、電子媒体に情報を記録させるさいに、有効期限の設定を義務づけるようにする方策を採用することも提案されている。

彼によれば、この対応は、上記の六つよりも優れている。ネット使用を禁欲する必要はなく、技術的にも制度的にも個々人の認識においてもコストは低く、効果は広範囲におよび、操作対象は限定されているからである。また、これまでの解決が見落としてきた、電子的記録の「時間」の問題を主題的にした対応になっていることや、「時間」の問題と「忘却」の重要性に対して、われわれに意識させるという点において、意義をもつという利点もある。

但し、この解決を実装化するさい、その社会における二つの社会的選好に依拠する必要がある。有効期限の長さ、有効期限の設定主体に関する社会的選好である（*Ibid.*, pp. 182-185）。前者の社会的選好は、サービス業者とユーザーとの間で「有効期限」を確約するような、関係性の問題（「力」の問題）への社会の対応に反映されることになる。ここでは「有効期限」を **DRM** によって管理したり、法的に義務づける方法も副次的にとられるだろう（*Ibid.*, pp. 183-185）。

もう一つの社会的選好は、有効期限の設定主体に対するものであり、特に、複数人・複数主体で共同作成した情報の有効期限の設定法に反映される。ここでも、法により、共同で設定した同一の有効期限の使用を命じる対応がなされるだろう。いずれにしろ、こうした対応は、期限の透明性を高め、個人の「時間」の問題に対する意識を高めることになる (*Ibid.*, pp. 185-189)。

以上がショーンバーガーによる解決策の概要である。本稿の冒頭で確認したように、この解決策は、(a)任意の情報に対して、(b)任意の主体が、(c)情報にアクセスする可能性の消失、を実現しようとするものである。この解決策が 2009 年に出版された本書の主題であり、時代背景を加味すれば、その意義の大きさは疑い得ない。だが、2011 年のペーパーバック版に追加された後書きには、「当人が見聞きしたり経験したりしたことを、当人が想起する能力を欠如していること」という日常的な「忘却」に対する恐れが述べられている (*Ibid.*, p. 201-210)。つまり、情報主体自身でさえ、当該情報を「忘れている状態」へと自然に移行することが望ましいと彼自身は考えている。

5 批判的検討

本書の議論を、三点の指摘を通して再考しておこう。

1. 「昨日の新聞」のアナロジーについて

「情報の有効期限」という解決案を提示する箇所において、「多くの情報は無時間的ではない (most information is not timeless) (*Ibid.*, p. 192, etc.)」といった文言が繰り返されている。だが、彼が意味しているのは、情報の「価値」が無時間的でないということであって、情報自体の無時間性ではないように思われる。むしろ、情報自体は、無時間的な、時間と独立のあり方をしていると考えられるからである。

ショーンバーガーは、一定期間が過ぎると情報は情報価値を失うことになる述べ、それを、昨日の新聞や、死語となった流行語が価値を失うことに似ていると述べていた (*Ibid.*, p. 171)。だが、昨日の新聞や数年前の流行語が価値を失うのは、人々の価値観が変化したからであろう。そして、新聞や単語自体は情報として同一性を保持していると考えるのが自然である。すると、有効期限によって情報が削除されたとき、その情報は、同様の意味で価値を失っていないことがありうるのではないだろうか。

確かに、ネット上から秘匿され、誰からも見えなくなった情報は、「忘却された」と言えるかもしれない。さらに、そうした誰からも「忘却された」情報は、価値を失ってしまったと言えるかもしれない。しかしそれは、「昨日の新聞」の場合のような価値観の変化とは別の事柄だろう。というのも、昨日の新聞が価値を失うのは、われわれが興味を失うから、すなわち、われわれの価値観が変化したからであるのに対し、誰からも忘却された情報が価値を失うのは、誰からも参照されなくなることによって利用文脈を喪失したからである。情報に対して価値を見るわれわれの変化と、利用文脈を喪失することによる変化は、別種の事柄である。その点で、「興味の喪失」と「情報価値の喪失」の違い、および、それらと「忘却」の関係について説明が必要だろう。

さらに言えば、ネット上で秘匿された情報は、「忘れられる権利」が指示する「忘却」

の意味では、「忘却」されてはいるが、それでも、誰かの心に想起可能であり続けることは十分にある。ネット上から秘匿されたが、誰かにとっては価値を持ち続けており、彼はその情報を見つけないのにネット上で見つけれない、といった情報である。

以上の点を踏まえると、少なくとも、「新聞」といった日常的事例を、ネット上の情報を考察するためのアナロジーとして用いるのは危険に思われる。加えて、「情報価値」の論点は、日常的な「忘却」の意味分析を通して精査すべきであったように思われる。そして、日常的な意味で「忘れる」とは、対象となる情報のみに注目して技術的に対処できる事柄ではなく、時間や人間の価値観などが複雑に絡み合った事柄であり、その内実を捉えるには深い考察が必要だろう。

2. 「完全な文脈づけ」批判について

対応策(6)Perfect Contextualization（完全な文脈づけ）に対して、ショーンバーガーは、時間の中でなされるわれわれの決意と行為を完全記述することは不可能である、との理由から批判した。彼によれば、過去の文脈を完全に知ったとしても、当時の自分の決意や他人の決意がどのようになされたのかを再体験し、理解できるようになるわけではないからである。

しかし、電子情報に限らず、本や新聞や写真などに基づく想起を含め、一般に想起というものは、過去の経験をその当時の経験主体の内側から「完全に」追体験するわけではない。もしも、「過去に完全に連れ戻してくれない」がゆえに真正の「想起」ではない、というショーンバーガーの言い分を真面目に受けとるならば、われわれがふだん行っている「想起」はすべて、「誤った想起」でしかないことになるだろう。よって、ショーンバーガーが「完全な文脈づけ」は想起を補完する手立てとして不十分であると判断する根拠は、受け入れがたいものである。むしろ、「完全な文脈づけ」は、健全な想起を補完する企てとして、間違った方針ではないように思われる。この点で、ショーンバーガーは「忘却」に注目するあまり、「想起」の方に依拠した解決の有効性を査定する視座を欠いているのではないか。

また、彼の論調には、「誤った想起」があることと、「現在に問題を起こす想起」があることとを、同一の問題として扱おうとする印象を受ける。「完全な文脈づけは不可能である」と批判するさいに彼が問題視しているのは、電子的記録によって「誤った想起」がなされる可能性である。つまり、「再読のたびに文字情報が別の解釈を与える」というアナロジーを用いて述べていたのは、ある時点の情報を、当時の情報主体が置かれた文脈込みで別の時点において完全に再現することの不可能性であった。この「想起」理解は、前段落で述べたように、過度な要件を課すために「想起」の日常的な理解を逸脱している。だが、この「想起」理解を受け入れたとしても、そもそも「時間」の問題として懸念されていたのは、「誤った想起」の可能性（をいかに排除するか）ではなく、「正しい想起でありながら現在に負の影響を与える想起」の可能性（にいかに対処するか）であったはずである。問題意識を微妙なかたちですり替えることは、従来見落とされてきた問題に光を当てることを目指した本書の性質上、非難されるほどの欠陥でないかもしれない。しかし、一方で「想起はすべて誤っている」と述べながら、他方で「正しい想起」を認め、その脅威を深刻視するのは、不整合ではないだろうか。

3. 「上書き」による忘却について

補足的指摘になるが、本書では、ネット上で現在しばしば問題視されている、「上書き」を手段とした「忘却」に触れられていない。つまり、偽情報を信じこませることによって「忘れられる」可能性は登場していない。ネット上では、新情報が旧情報を優越したり、広範囲に流布された情報が局所的にのみ共有されている情報を優越したりしやすい。たとえば、「データ人格」が一人歩きし、ネット上の情報が実人格を侵食するといった問題が頻繁に起きている（土屋・大谷（2014）, pp. 118-121）。

こうした「上書き」は、一種の情報操作であり、断りがなければ不正行為の印象を与える行為である。しかし、道徳的是非は措き、それらが今日ネット上で「忘れられる」ことを可能にする強力な方法であるという事実にも目を向ける必要もあったと思われる。これは間違いなく「忘れられる」ための有用な方策だからである。しかし、この点を加味するならば、われわれの眼前に「忘れられてしまう」ことの問題が浮上してくるだろう。その段になれば、「忘れてもらう」ことの正当性と、「忘れられてしまう」ことの不当性とを天秤にかけ、問題設定を仕切り直す必要にわれわれは迫られることになるだろう。おそらくそうした問題設定の反省作業に、「忘れてもらう」ことの正当性を信奉するショーンバーガーは無関心であり続けるだろう。だが、その段階まで戻らない限り、ショーンバーガーの考察は、一面的なものに留まると考える。自身が何かを「忘れないこと」（「想起可能なこと」）は言うまでもなく、自身が誰かに「忘れられないこと」（「想起されうること」）もまた、われわれにとってやはり正の価値をもつからである。ショーンバーガーはどのようにその事実を否定するのだろうか。その論拠は、少なくとも本書の中では与えられていないように思われる。

6 結語

本書の初版が出版された 2009 年から本考察を行った時点（2015 年前半）までの 6 年間で、インターネットとそれを取り巻く社会は変化した。たとえば、SNS の政治的文脈への浸透や、データマイニング技術の普及、そして、「忘れられる権利」が象徴する個人情報問題の意識向上などである。現在われわれが直面しているこうした問題は、ショーンバーガーの予言の射程に収まるものも、それを超え出たものもある。詳細な検討は別の場に譲るが、電子的情報の潜在的危惧を、それが表面化する以前に明確に指摘し、その対応までも素描してみせた点で、本書の議論が大きな意義をもつことは間違いない。すでに危惧と隣り合わせにある現代のわれわれが、本書を活かす方法の一つは、「忘却」「想起」「記憶」そして「情報」といった基礎概念について、ラフスケッチに垣間見える曖昧さを反省し、現状に対処しうるかたちで既存の方策を軌道修正する作業に役立てることだと考える。問題の中核にあるのは、つまるところ、誰かのところで成立する「忘却」「想起」「記憶」といったありふれた出来事と、その捉えがたさだからである。

文献表

- 阿久津美紀 (2016),「記録はいったいだれのもの?～児童福祉施設における記録管理の重要性とその意味」, (「生活と家族の記録を考える」 2016 年 1 月 13 日資料) .
- Enisa (2011), The right to be forgotten - between expectations and practice.
http://www.enisa.europa.eu/activities/identity-and-trust/library/deliverables/the-right-to-be-forgotten/at_download/fullReport [2018 年 3 月 29 日アクセス]
- エリク・H・エリクソン(2011), 『アイデンティティとライフサイクル』, 西平直・中島由恵訳, 誠信書房.
- European Commission (2012), Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council (Brussels, 25.1.2012 / COM(2012) 11 final / 2012/0011 (CODI)).
http://ec.europa.eu/justice/data-protection/document/review2012/com_2012_11_en.pdf
[2018 年 3 月 29 日アクセス]
- フェイドン, R. & ビーチャム, T. (1994), 『インフォームド・コンセント』, 酒井忠昭・秦洋一訳, みすず書房.
- Feinberg, J. (1992), "The Child's Right to An Open Future," in his *Freedom and Fulfillment*, Princeton University Press, 1994.
- Frankfurt, H. G. (1971), "Freedom of the will and the concept of a person," reprinted in Frankfurt (1988), pp.11-25.
- (1982), "The Importance of What We Care About," reprinted in Frankfurt (1988), pp. 80-94.
- (1988), *The Importance of What We Care About*, Cambridge University Press.
- (2006), *Taking Ourselves Seriously & Getting It Right*, Stanford University Press.
- Gilbert, M. (1996), "Agreements, Coercion, and Obligation," in her *Living Together*, Rowman & Littlefield, 1996.
- 非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ (2014), 『AID で生まれるということ 精子提供で生まれた子どもたちの声』, 萬書房.
- 井出智博 (2014), 『児童養護施設年長児童に対するキャリア・カウンセリング・プログラムの開発』, 三菱財団社会福祉事業・研究助成研究成果報告書.
- 池上彰(編) (2015), 『日本の大課題——子どもの貧困: 社会的養護の現場から考える』, ちくま新書.
- 石田弓 (2014), 「B. 臨床心理学的研究」 in 鑑 (2016), pp. 126-135.
- 壁谷彰慶 (2015a), 「人間的アイデンティティに関するノート—Korsgaard, *The Sources of Normativity* を中心に—」, 千葉大学大学院 人文社会科学部研究科プロジェクト報告書 285 集, pp. 13-24.
- (2015b), 「電子的想起と＜忘れられること＞の情報倫理—Schönberger, *Delete: The Virtue of Forgetting in the Digital Age* (2009) を中心に—」, 『信学技報』(電子情報通信学会) vol. 115(57), pp. 11-16. 【当報告書補論に対応】

- (2015c), 「アイデンティティ操作としての自己情報コントローラー「アイデンティティ」をめぐる実践的諸問題と情報倫理学とのつながりー」, 『信学技報』vol. 115 (295), pp. 1-6. 【当報告書 1 章に対応】
- (2016a), 「ライフストーリーワーク・自己情報・アイデンティティ——出生情報は児童のアイデンティティにどう関係するか」, 『信学技報』vol. 115(481), pp. 133-138. 【当報告書 2 章に対応】
- (2016b), 「社会的養護記録の本人開示と保存に関する制度と問題——ケアリーバーに有益な記録管理のためのいくつかの課題」, 『信学技報』vol. 116(289), pp. 5-8. 【当報告書 4 章に対応】
- (2017a), 「社会的養護における生育情報管理をどう考えていくべきか：ケアリーバーへの制度的問題として」, 『千葉大学人文社会科学研究』 34, pp. 73-83. 【当報告書 5 章に対応】
- (2017b), 「共同行為としての生育情報取得支援——ライフストーリーワーク開始時の合意形成はどのようなものか——」, 『信学技報』vol.117(340), pp. 35-38. 【当報告書 3 章に対応】
- こどもサポートネットあいち (2013), 「児童記録表の保管に関する調査 I 〔全国児童相談所・都道府県・政令市・設置市への調査結果〕 (平成 25 年度 福祉医療機構助成事業)」.
- Korsgaard (2006), "Morality and the Logic of Caring," in Frankfurt (2006), pp. 55-76.
- 厚生労働省 (2009), 「国連総会採択決議 64/142. 児童の代替的養護に関する指針」, 2009.12.18
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018h6g-att/2r98520000018hly.pdf> [2018 年 3 月 29 日アクセス]
- (2011), 「社会的養護の施設等について」
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/01.html [2018 年 3 月 29 日アクセス]
- (2014a), 「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン (平成 26 年 3 月)」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working9.pdf [2018 年 3 月 29 日アクセス]
- (2014b), 「社会的養護児童の現状について (参考資料) 平成 26 年 3 月」
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf [2018 年 3 月 29 日アクセス]
- レンチ, K. & レズリー・ネイラー (2015), 『施設・里親家庭で暮らす子どもとはじめるクリエイティブなライフストーリーワーク』, 才村真理・徳永祥子監訳, 福村出版.
- 皆川治廣 (2002), 「情報公開条例に基づいて個人情報記載された公文書の公開請求を本人が行った場合の公開の拒否 (時の判例)」, 『法学教室』 261, 有斐閣, 132-133.
- (2010), 「行政機関保有個人情報の開示請求に関する法的問題点考察」, 『CHUKYO LAWYER』 12, 中京大学法科大学院, pp. 1-19.

- 内閣府 (2015), 「平成 27 年度 子ども・若者白書 (全体版) 第 1 部 子供・若者の状況」.
http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h27honpen/b1_01_01.html [2018 年 3 月 29 日
 アクセス]
- 檜原真也 (2015), 『子ども虐待と治療的養育』, 金剛出版.
- 大江洋 (2004), 『関係的権利論——子どもの権利から権利の再構成へ』, 頸草書房.
- ローズ, R. & フィルポット, T. (2012), 『わたしの物語---トラウマを受けた子どもとのラ
 イフストーリーワーク』, 才村眞理監訳, 福村出版.
- 才村眞理 (2008), 『生殖補助医療で生まれた子どもの出自を知る権利』, 福村出版.
- アマルティア・セン (2011), 『アイデンティティと暴力——運命は幻想である』, 大門
 毅監訳, 頸草書房.
- Shönberger, V. M. (2011), *Delete---The Virtue of Forgetting in the Digital Age*, Princeton
 University Press, 2nd ed. (originally published in 2009).
- 清水哲郎 (2000), 『医療現場に臨む哲学Ⅱ——ことばに与る私たち』, 頸草書房.
- ソローヴ, D. (2013), 『プライバシーの新理論——概念と法の再考』, 大谷卓史訳, みす
 ず書房.
- 総務省 (2015), 「統計トピックス 89 我が国の子どもの数 (平成 27 年 5 月 4 日)」.
<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/topics/pdf/topics89.pdf> [2018 年 3 月 29 日アクセス]
- 高橋久一郎 (2008), 「I 看護における価値観の問題——インフォームド・コンセントと
 いう視点から」, 『日本文化型看護学への序章——実践知に基づく看護学の確立
 と展開』, 千葉大学大学院看護学研究科, pp. 141-146.
- 鑑幹八郎 (監修) (2014), 『アイデンティティ研究ハンドブック』, ナカニシヤ出版.
- 友岡史仁 (2014), 「情報公開および個人情報保護の基本的考え方——公文書管理制度に
 照らして」, 『アーカイブス』 53, 国立公文書館, pp. 2-8.
- 東京都福祉保険局 (2011), 『東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査
 報告書 (平成 23 年 8 月)』
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/syoushi/ikusei/oshirase/H27taisyo-
 syatyoua.files/H22taisyo-syatyoua.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/syoushi/ikusei/oshirase/H27taisyo-syatyoua.files/H22taisyo-syatyoua.pdf) [2018 年 3 月 29 日アクセス]
- (2017), 『東京都における児童養護施設等退所者の実態調査報告書 (全体版) (平成
 29 年 2 月)』
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/syoushi/ikusei/oshirase/H27taisyo-
 syatyoua.files/H27taisyo-syatyoua_all.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/syoushi/ikusei/oshirase/H27taisyo-syatyoua.files/H27taisyo-syatyoua_all.pdf) [2018 年 3 月 29 日アクセス]
- 土屋俊・大谷卓史編 (2014), 『情報倫理学入門』 2 版, アイ・ケイ・コーポレーション.
- 上野千鶴子 (編) (2005), 『脱アイデンティティ』, 頸草書房.
- 歌代幸子 (2012), 『精子提供——父親を知らない子どもたち』, 新潮社.
- 山本智佳央, 檜原真也, 徳永祥子, 平田修三 (編著) (2015), 『ライフストーリーワーク
 入門---社会的養護への導入・展開がわかる実践ガイド』, 明石書店.
- 湯浅壘道 (2014), 「個人情報保護法改正の課題——地方公共団体の個人情報保護の問題
 点を中心に」, 『情報セキュリティ総合科学』 6, 情報セキュリティ大学院大学, pp.
 53-92.

平成 27-29 年度 JSPS 科研費課題成果報告書（若手(B) 15K20914）

『情報化社会に最適化された自己情報コントロール理論の構築』

平成 30 年 3 月 発行

国立大学法人 千葉大学 人文科学研究院
壁谷彰慶

〒263-8522 千葉県千葉市稲毛区弥生町1-33